

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

（ 6 月 12 日 ）
（ 第 14 号 ）

第
14
号
6
月
12
日

令和 7 年

三重県議会定例会会議録

第 14 号

○令和 7 年 6 月 12 日（木曜日）

議事日程（第14号）

令和 7 年 6 月 12 日（木） 午前10時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第122号から議案第124号まで
〔提案説明〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第122号から議案第124号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	44名				
1	番	荊	原	広	樹
2	番	伊	藤	雅	慶
3	番	世	古		明
4	番	龍	神	啓	介
5	番	松	浦	慶	子
6	番	辻	内	裕	也
7	番	吉	田	紋	華
8	番	芳	野	正	英

9	番	川	口	円
10	番	喜	田	健児
11	番	中	瀬	信之
12	番	平	畑	武
13	番	中	瀬古	初美
14	番	廣		耕太郎
15	番	石	垣	智矢
16	番	山	崎	博
17	番	田	中	祐治
18	番	野	村	保夫
19	番	倉	本	崇弘
20	番	山	内	道明
21	番	田	中	智也
22	番	藤	根	正典
23	番	森	野	真治
24	番	杉	本	熊野
25	番	藤	田	宜三
26	番	野	口	正
27	番	谷	川	孝栄
28	番	石	田	成生
29	番	村	林	聡人
30	番	小	林	正
31	番	東		豊
32	番	長	田	隆尚
33	番	今	井	智広
34	番	稻	垣	昭義
35	番	日	沖	正信
36	番	舟	橋	裕幸

38	番	中 嶋	年 規
39	番	青 木	謙 順
40	番	中 森	博 文
41	番	山 本	教 和
42	番	西 場	信 行
43	番	中 川	正 美
44	番	服 部	富 男
45	番	津 田	健 児
欠席議員 1名			
37	番	三 谷	哲 央

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波	斉
書 記（事務局次長）	小 野	明 子
書 記（議事課長）	吉 川	幸 伸
書 記（議事課課長補佐兼班長）	橋 本	哲 也
書 記（議事課係長）	長谷川	智 史
書 記（議事課主任）	藤 野	和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	服 部	浩
副 知 事	野 呂	幸 利
危機管理統括監	清 水	英 彦
総 務 部 長	後 田	和 也
政策企画部長	小見山	幸 弘
地域連携・交通部長	長 崎	禎 和
防災対策部長	田 中	誠 徳

医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枅 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	生 川 哲 也
県土整備部長	若 尾 将 徳
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾
地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	上 村 告
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	天 野 圭 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	敦 澤 洋 司
代表監査委員	村 上 亘
監査委員事務局長事務代理	上 川 秀 明
人事委員会委員	浅 尾 光 弘
人事委員会事務局長	佐 藤 史 紀

選挙管理委員会委員

川 北 睦 子

労働委員会事務局長

出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第122号から議案第124号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

議案第122号 令和7年度三重県一般会計補正予算（第3号）

議案第123号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

議案第124号 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

質 問

○議長（服部富男） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。20番 山内道明議員。

〔20番 山内道明議員登壇・拍手〕

○20番（山内道明） おはようございます。

公明党、四日市市選挙区選出の山内道明です。持ち時間30分でございます。いつもどおり、今日もかなりボリュームがありますけれども、やると言ったら最後までやり切ると、この姿勢で今日は臨みたいと思いますので、御協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、一つ目の質問であります。フェーズフリーの視点で防災力の更なる向上を！です。

フェーズフリーを取り上げるのは、これで4回目となってまいります。改めて、その概念を端的に紹介させていただきますが、防災の日常化とは異なり、フェーズフリーとは平常時と災害時という社会の時間軸や状態、つまりフェーズをフラットにして、平常時にふだん使いしている商品やサービス、インフラなど、社会や生活環境を支える周囲環境の中に、災害時においても十分に使える、また力を発揮できる物、機能を積極的に取り入れ、溶け込ませていこうとする概念、価値を表した言葉であります。このフェーズフリーという言葉には、大切な人の命がいつときの防災意識の低下でありますとか油断によって失われることがないようにと、生活、社会環境に溶け込んだ防災力がいざというときに役に立って、その命が救われるようにという、そういった強い思いが込められております。

これまで県は、地域別企業等防災研修において、フェーズフリー協会代表理事の佐藤氏を、まさしくこのフェーズフリーを発案された方でございますけれども、招いてフェーズフリーに関する研修を行っていただきました。当時、民間の参加者の方からは大変好評をいただいたと聞いております。

また、みえ学生防災啓発サポーターの養成講座におきましても、カリキュラムのほうにフェーズフリーの内容を取り入れていただいて力を入れてもらっています。

今年に入りまして南海トラフ地震の発生確率が引き上げられる中、国においても第1次国土強靱化実施中期計画を策定して、その中で施策間連携、ま

た、ハードとソフト対策の連携強化による相乗効果を高めるためには、災害リスクが内在する平時も想定したフェーズフリー対策による平時から災害時への迅速な体制の移行、そして交通結節点における移動式車両、コンテナ等の導入、また可搬式浄水・汚水処理施設、そして代替水源などの導入、さらにはフェーズフリーなデジタル体制の構築などが明記されております。

また、今日紹介させていただく、（パネルを示す）こちらの資料でありますけれども、これは内閣府が所管するPPP/PFI、いわゆる官民連携の推進アクションプランのうちの一つの資料でございます。このプラン、五つの柱がございますけれども、その一つにフェーズフリーが位置づけられ、その視点を取り入れた官民連携による公共施設等の事例収集など、このように国の計画やプランにフェーズフリーの視点がどんどんと取り入れられてきている、こういった状況でございます。

そこで質問です。県政全体の事業推進におきまして、このフェーズフリーの視点を常に意識していくことが今後必要と考えますが、どのように進めていくのかお答えをいただきたいと思います。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） フェーズフリーについて、県として今後どのように進めていくのかについてお答えいたします。

フェーズフリーは、平常時と災害時の区別をなくし、日常生活の中で災害への備えを自然に取り入れるという考え方であり、ふだんから利用している物やサービスを災害時に役立てるというものと認識しております。

日頃から災害に備える習慣を定着させ、災害に強い社会を築いていくには、フェーズフリーの視点は大変重要であると考えております。

県におきましても、フェーズフリーの視点を踏まえた取組を進めております。例えば、脱炭素化推進の取組でございますけれども、県伊賀総合庁舎におきまして、車庫等の屋根にソーラーパネルを整備し、余剰電力を蓄電池に充電することで、停電時には、電気自動車の充電や自立コンセントからの給電が可能となるようにしております。

また、生徒の熱中症対策でも、令和7年度から避難所に指定されている県立高校の体育館への空調設備の導入を進めておりまして、生徒が安全かつ快適に過ごせる環境づくりを進めることで、災害時における避難所としての機能向上が図られることとなります。

また、県以外でも津市が設置いたしました道の駅津かわげを国土交通省が本年5月14日に、災害時には広域的な応援機関の進出拠点や救助活動拠点となる県内2例目の防災道の駅というものに選定したほか、民間事業者におきましても様々なフェーズフリーの取組が進められているところでございます。

今後、フェーズフリーの視点を踏まえた取組がさらに広がっていくように、令和8年度に策定予定の南海トラフ地震対策に特化した計画、仮称でございますけれども、におきましても、フェーズフリーの視点を取り入れる方向で検討を進めまして、関係部局と連携しながらさらなる防災力の向上を図ってまいりたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） 御答弁ありがとうございました。

具体的な事例も挙げながら力強く答弁いただいたのかなというふうに思っております。ぜひ防災対策部のほうで旗振り役として全県下にフェーズフリーの視点が浸透していきますようにという思いでいっぱいです。戦略的にぜひ活用いただきたいなと思っておりますし、生活、社会環境と防災・減災、まさしく表裏一体でございますので、よろしくお願いいたします。

その上で一つ、避難所の環境の改善、こちらのスフィア基準というのがあると思っておりますけれども、災害弱者のためにも力を入れていただきたいと。前回の一般質問で取り上げさせていただきましたが、まさしくフェーズフリーの視点が非常に重要になってくるのかなというふうに思っております。

県が既に進めていただいております旅館やホテルの一室を避難所として活用できる仕組みはもちろんですが、キャンピングカーを活用した災害支援なども、考え方はフェーズフリーかなと思っております。スフィア基準に準ず

るものであると評価しておりますので、力を入れていつていただきたいなと思っております。

そして、答弁のほうに学校の体育館、県立高校ということでございましたけれども、四日市市のほうも小・中学校の体育館に空調設備を入れていると。令和8年までには全小・中学校にというふうに聞いており、かなり進んでおりますが、まさしくフェーズフリーの視点で、高齢者の方にこの話をさせていただくと、子どもは大事なんだけど……ということなんです、その後に、実は避難所の環境改善に大いにつながるんですよという話をさせていただくと、非常に皆さん納得していただいて喜んでいただけますので、まさしくこういったところも相乗効果だなというふうに思っておりますので、今後力強く推進いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、二つ目の質問に参ります。二つ目は、インクルーシブ社会の構築に向けて！、まず初めに学齢期における取組として副次的な籍、以降副次籍というふうに表現させていただきますが、この導入促進についてであります。

今朝、朝一番に多分、私の一般質問を新聞で見ていただいたんだというふうに思いますけれども、地元の市議会議員を介して伊勢市のお母さんからぜひ副次籍の導入、力強く推進いただきたいというお声をいただいたところでございます。

副次籍、改めて紹介をさせていただきたいと思いますが、（パネルを示す）こちらは四日市市の保護者説明用のリーフレットです。実は、まだ出来たてはやほやでございまして、これから活用していくと。分かりやすいので、今日は使用させていただきます。本来、地元地域の小・中学校には誰でも通学して学ぶ権利が保障されております。しかしながら、障がいのゆえに特別支援学校への通学を選択した、もしくは余儀なくされた子どもたちが存在し、その数は年々増加傾向でございます。これは地域の小・中学校の特別支援学級でも同様かなというふうに思っております。この特別支援学校に通学する子どもたちの学籍は特別支援学校にありますけれども、地元の小・中学校

にも副次的な籍を設けて、日頃から地元のクラスの友達を中心に、その存在を意識してもらい、つながりを深めていくことを目的とするものです。もちろん、希望に応じてであります。そして、交流学习などの際には、双方が、ただいま、おかえりと声を掛け合えるような、そんなつながりを構築してほしいなと思っております。

現在、三重県教育委員会におきましても副次籍の導入、積極的に推進をいただいております。松阪市は既に市内全域で導入されておりますが、先日はモデル校を指定して推進している地元の四日市市の教育委員会に聞き取りに行っておりました。

そこで頂いた資料でもあるんですけども、（パネルを示す）こちらは今後推進をしていく上での説明の資料で、先ほどの裏面になってまいりますが、様々聞き取りをさせていただく中で心配しておりました先生の負担についてに関しましては、特に今のところ心配の声はなく、逆に副次籍をさらに活用するにはどんな方法があるのか、そういった建設的な質問が出ている、そんな状況も聞かせていただきました。

そんな中、交流学习の準備のため、地元の小学校を訪問していたお母さん、恐らく特別支援学校西日野にじ学園のお母さんかなと思いますけれども、副次籍のあるクラスの子どもから、今日は〇〇さんと一緒じゃないのと、そんなふうに声をかけられて非常にうれしかったと、そんなほほ笑ましいエピソードも聞かせていただきました。保護者へも効果が及んでいると、そんな実態も確認させていただきました。

四日市市のリーフレットにはこのように書かれております。四日市市では副次籍ではなくて副籍と呼ぶそうですけれども、副籍は特別支援学校の子どもたちの今を支援するだけでなく、将来、地域で安心して生活し、活動に参加するための道筋になると考えますとあります。四日市市では、令和8年度から市内全域の小・中学校において副次籍を導入予定であるということを確認させていただきました。

そこで教育長に質問です。副次籍の県内全域への導入を可能な限り促進い

ただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、副次的な籍の導入促進について答弁させていただきます。

特別支援学校が行っています交流・共同学習というのは2種類ありまして、一つは学校の近隣の小・中学校や高等学校との間で行う学校間交流、もう一つが特別支援学校に通う児童生徒の住んでいる地域の小・中学校との間で行う居住地校交流です。今、紹介いただいた副次的な籍というのは、居住地校交流の充実を図る仕組みでございまして、特別支援学校の児童生徒が自分の居住する地域の小・中学校に副次的な籍を置くことで、その小・中学校の児童生徒や教職員が、特別支援学校の児童生徒を自分の学級の生徒だ、自分の学級の友達だ、自分の学校の児童生徒だとして意識し、障がいに対する理解を深めることにつながるものと認識しています。

また、特別支援学校の児童生徒にとりましても、地域の児童生徒との関係づくりをさらに深めることが可能になります。もう一つ言いますと、特別支援学校の児童生徒が、居住する地域の小・中学校の避難訓練や運動会などに地域の方と一緒に参加することもございまして、地域の方にとっても特別支援学校の児童生徒が住んでいることを知る大切な機会になっております。

県教育委員会では、これまで市町教育委員会の特別支援教育担当者が集まる会議で、副次的な籍の意義を伝えたり、あるいは先行して実施している市町教育委員会の担当者が副次的な籍の進め方や取組例について説明する場を設定したりして、各市町への導入を働きかけてまいりました。

その結果、副次的な籍は現在5市6町で導入されています。大体4割です。令和8年度からの導入に向けて新たに取組を進めている市もございます。

県教育委員会としては、引き続き副次的な籍の導入の意義や効果などについて、市町教育委員会に丁寧に関わり強く説明するなど、さらなる拡大に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えています。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

教育長からすばらしい答弁をいただいたというふうに思っております。地域の避難訓練になかなか参加しにくいというお声を周辺の保護者の方々からもいただいております。この副次的な籍がそういったところにも資するものにつながっていくのはありがたいと思いますし、まさしくこれ、フェーズフリーかなというふうに思って今、聞かせていただきましたけれども、粘り強く取り組んでいただけるということでございますので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。支援の必要な子どもたちの割合が増えている、こんな状況がありまして、学校に福祉の力をぜひつけてほしい、そんなことをこれまでも常々言ってきましたけれども、この副次籍がその一つのきっかけとなって、学校全体に福祉の力がついてほしいな、宿ってほしいなという思いであります。

先ほど先生に負担はないという話をちょっと聞かせていただいたということを行いましたけれども、負担はあるんだと思います。ただ、負担感がないということで、これは先生の先生たるゆえんかなと、子どものためならという思いがあるんだろうというふうに思っておりますけれども、こういった先生にまた福祉の力をつけていただきましたら、必ず大きな財産になってくると思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

続けて、この項、二つ目の質問です。卒業後の進路支援についてであります。

特別支援学校は、進路担当の先生を中心に丁寧に本人や保護者に寄り添って進路支援をしていただきます。そういった中、保護者としての課題は、高等部になって具体的な進路相談の段階に入る際、まずは本人、保護者のほうから希望の進路を二つ程度に絞って臨まなくてはなりません。そのため、それまでに様々な事業所の情報を時には足を運んで入手しなくてはなりません。これは高等部に入ってからでは実は遅くて、中学部もしくは小学部のうちから意識を持つていくことが必要であります。進路先としては生活介護事業所、A型、B型の事業所、一般就労など、その障がいの程度によっても幅

があります。

しかしながら、小学部、中学部の発達の段階では、卒業後のイメージは実はつきにくくて、将来に不安を抱いている保護者は多いです。その不安を軽減するためにも進路の選択肢、情報を極力多く持っておきたい、そういったところでございます。

このような中、例えば特別支援学校玉城わかば学園では、数年前から生活介護からA型までの幅広い事業所に参加してもらって、事業所マルシェを自校開催していると。自校の体育館で開催していて、非常に盛況であるということなんです。

今年度、四日市の特別支援学校西日野にじ学園のほうでも初めてPTAとして事業所マルシェを開催予定というふうに聞いております。

本来、全ての特別支援学校におきましてニーズの高いイベントでありますけれども、開催できる学校は現状限られた状況です。

また、特別支援学校以外の学校に通う障がいのある生徒、こちらへの進路支援には課題が多い、御苦労されているといった声も聞いております。

そこで質問です。雇用経済部では、障がい者や保護者が企業と直接意見交換できる企業説明会を昨年実施しておりますが、その開催状況、成果や課題等について、また、今年度はどのように取り組んでいくのかを教えてくださいと思います。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうから障がい者を対象とした企業説明会の開催状況と今後の県の対応について御質問いただきました。

障がい者が就職先を選択する際、事前に企業の勤務条件や職場環境を把握するための機会を得ることは、就職への不安軽減や長期の就労につながるものであり、大切なことだというふうに考えております。

このため、県では昨年9月に、先ほど議員からも御紹介がありましたが、特例子会社4社を含む企業10社、就労継続A型事業所1事業所の計11事業所の協力の下で、障がい者向けの企業説明会を初めて開催したところであり、

障がい者や保護者など80名の方に参加をいただいたところでございます。

説明会当日でございますが、参加企業から業務内容等の紹介をいただいた後、参加者それぞれが関心を持った企業のブースに分かれて、就職に当たって不安に感じている点などを質問したりして、企業担当者と熱心に意見交換をされました。

説明会のその後でございますが、職場見学や実習につながった事例が生じるほか、アンケートにおいても、企業と障がい者の双方から継続的にこの説明会の開催を望む声が多くございました。

一方で、住んでいる地域に近い場所で開催してほしいとか、障がい特性に適した仕事内容などを相談したいといった意見もございます。

また、昨年度は就労に向けて福祉サービスを利用している障がい者を主な対象としておりましたが、今後は特別支援学校等の生徒も含めまして幅広く参加いただくことも必要だというふうに考えております。

こうしたことから、今年度は障がい者や保護者がより身近な会場で参加いただけるよう、場所を1か所から3か所に拡大しまして開催するとともに、障がい者支援の経験があるキャリアコンサルタントの配置をさせていただきまして相談体制の充実も図っていきたいと考えております。

加えて、特別支援学校等の障がいのある生徒やその保護者にも参加いただけるように、企画段階から教育委員会と開催情報を共有しまして連携を図っていきたいと考えております。

引き続き、この説明会をはじめ、障がい者と企業がつながり互いに理解を深めていただける機会づくりに取り組んでいきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

非常に分かりやすい答弁をいただきましたし、今年度、期待をさせていたけるなというふうに思いました。

就職セミナーとかではなくて、企業説明会というところが非常にありがたいなというふうに思っておりまして、まさしく小学部とか中学部とかそいうい

った保護者の方もハードルを低くして行かせていただけるのかなというふうに思いましたので、特別支援学校とも連携していただけるということでありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。ぜひ実りのある説明会を開催していただきたいと思っております。

また、今日は進路の選択肢の一つとしては就労に向けてというところで雇用経済部長に答弁を求めさせていただきましたが、B型、生活介護、いわゆる福祉の分野への進路を希望する生徒、保護者も多いと、そういった状況でございます。この分野は市町でありますとか一定の圏域を中心に連携している実態がありまして、これはこれで大事なんですけれども、選択肢を広げるという意味では、より広域な連携も視野に教育委員会でありますとか、また子ども・福祉部なども連携して取り組んでいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

進路担当の先生いわく、障がいのある子どもたちの進路支援に向けて、将来的にマッチングアプリができるとすばらしいんじゃないか、そんな声をいただいて、これ保護者にとっても非常にうれしい声でありますけれども、それぐらいの形で、柔軟な形で推進をしていただくとありがたいのかなというふうに思っております。

特別支援学校に通う保護者の多くは、卒業後の進路と親亡き後への準備、ここに対して大きなエネルギーを使います。

しかしながら、将来への不安を少しでも解消することで、子どもたちと今を楽しむことにも挑戦できる環境をぜひつくってほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に参ります。時間もちょうどぴったりで迎えてまいりましたので、よろしくお願ひいたします。

最後の質問、若者による平和創出への期待です。

公明党はこれまで、現実を直視しながら平和への歩みを着実に進めてまいりました。例えば、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律、PKO協力法をめぐっては一国平和主義を乗り越え、世界の平和と安定に積

極的に貢献すべきとの立場から、自衛隊の安全を確保するためのPKO参加5原則を同法に明記し、20年以上にわたる自衛隊の地雷除去支援は、国内外からその国際貢献が高く評価されているところです。

本年、2025年は戦後80年、被爆80年、そして国際連合創設80年の節目であり、平和を希求する機運をさらに高めなければなりません。

公明党は4月14日に国連事務次長の中満泉さんを迎えて、「これからの外交と安全保障 日本の役割と政治のリーダーシップ」とのテーマでオンライン講演会を開催させていただきました。その中では、特に我が党が推進をしようとしている多国間対話に強く期待をしていただくとともに、世界の日本に対する期待の大きさについて言及がありました。事務次長いわく、今、アメリカと中国が非常に厳しい関係にありますけれども、その間に入ってアメリカと中国を橋渡しできるのはどこかと。世界広しといえども日本しかないない、日本しかない国際社会はそう見ていると。日本に大きな期待をしているということでございました。

また、特にグローバルサウスからの信頼は非常に高いということです。我々日本人はともすると自国への評価が厳しめの国民性であると感じることが多いですが、国際社会の目は違います。日本、そして日本国民を非常に高く評価しています。

このような中、5月9日に公明党は満を持して平和創出ビジョンを発表させていただきました。ビジョンでは、生命、生活、生存を最大に尊重する人間主義を基盤に、人間の安全保障を基軸に据えています。具体的には、国際的なルールや仕組みを構築することによる平和の基盤づくり、そして喫緊の課題に具体的に対応するための現実への行動、さらには次世代や持続可能性を重視したソフトパワーの強化、この三つが柱となっております。

中でも、平和の心の継承、さらには対立国を含む多国間での安全保障のための対話は重要です。今回のビジョン策定に当たり、多くの青年の声を反映しておりますが、その中には平和の創出に向けての具体的な行動の道筋がなかなか見えてこない、どのように行動したらよいのか、どのような連携があ

るのか、そういったところを知りたいという声もあったと聞いています。

そこで知事に質問です。三重県はこれまでも平和政策としてしっかりと取り組んでいただいておりますが、今後はさらに平和に向けた若者の行動を促すような取組が重要と考えますが、いかがでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 今、日本は平和な状態であるというふうに思います。私、海上保安庁で勤務をさせていただいていたときに、公明党と共に平和安全法制、いかにいい形にするのかということで苦労したのを思い出しております。

今、日本の平和、これを維持するのに貢献できるものであったというふうに考えておりますが、平和は平和、平和と唱えるだけでは持続することはいえないと思います。平和については主張して、そして行動しないと維持できない、そういうものじゃないかなということを考えております。戦争は悲惨というふうに一言で言うてしまう言葉もありますけど、悲惨という言葉では言い表せない非人道的なものだと私は思っていますけど、戦争の非人道性と、そして平和の尊さ、これを確実に次の世代につないでいくのが我々の使命だと思っています。

それもあって、同僚議員であられた中村前議員からのお話もありましたけど、平和発信、この事業は何かして予算を増やしてくれというお話がありまして、令和5年度に60万円でありました予算を令和6年度は約620万円、そして令和7年度は約740万円ということで増やしてきております。県としても、若い人たちに働きかけて平和の重要さ、そして平和のもろさ、これを知ってもらおうということをやらせていただきました。今年度はホームページでも発信もしていきますし、そして昨年つくりました証言動画、これも流していきたいと思っています。

8月1日には、戦後80年でございますので、平和の重要さを発信するために平和のつどいというのを開催させていただく予定でございます、そこでは、高校生による活動成果の発表もしていただきます。

先ほど申し上げましたが、平和はまず認識するのが大事、そして、一人ひとりが行動するのが大事ということで、その行動を促していくことを三重県はこれからもやっていきたいと考えております。

〔20番 山内道明議員登壇〕

○20番（山内道明） ありがとうございます。

これまでの三重県の取組、しっかりと予算も拡充をしていただいて、力を入れてきているといったところを知事からいただきましたし、平和について平和のよろさという表現もいただきまして、私もそのとおりだというふうに思っております。国際社会、非常に身近なものでございますので、しっかりと意識をして行動していく、こういったところが大事なかなと思っております。

もう一つ、5月10日に、広島平和創出大会というものを公明党はさせていただきます、核なき世界を選択する青年フォーラムとして開催させていただきました。そこには中村桂子さん、長崎大学核兵器廃絶研究センターの准教授でありますけれども、「核の時代に立ち向かう軍縮教育を」との講演をいただきました。軍縮教育は、私、勉強不足で初めて聞かせていただいたんですが、軍縮、不拡散教育、効果的な国際管理の下で全面完全軍縮の達成に向け、一人ひとりが国民として、また世界市民として貢献できるようにエンパワーされるよう、知識や技術を授けること、具体的には想像力、共感力を持つこと、キーワードは希望であるとうございました。この講演で、あなたは今の社会を変える力がある、核兵器が使われていないのは決して核の抑止力によるものではなく、市民社会の声が核の使用を踏みとどまらせているという発言がありました。私もそのとおりだというふうに思っております。我々市民社会には力があって、その使命が大きいことを改めて認識させられました。

三重県の青年世代の皆さんから、ぜひ平和を創出する、そういった潮流が生まれることを大いに今後期待させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部富男） 7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） 皆さん、こんにちは。

津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。本日はたくさんの方が傍聴に来てくださり、ありがとうございます。中継を御覧の皆様もありがとうございます。

今回の一般質問は、知事の任期満了直前の機会となっておりますので、しっかりと知事の考えも伺えたらと思っています。よろしくお願いいたします。

では、質問に入ります。今回は大きく二つのトピックです。

まず、生理用品トイレ設置と社会の揺らぎについてです。

先日、（現物を示す）こちらの1通の手紙を匿名でいただきました。消印は東京となっているんですけども、内容をぜひ紹介させていただきたいと思います。

（パネルを示す）この1枚目ですが、冒頭、過日は生理の貧困について率直な発信、ありがとうございました。とても嬉しく感じました。これまで言いたくても言えない、言ったとしても軽く扱われてしまい憤りを感じるばかりで、他に何の手段もないことを悔しく思っていたのですが、吉田さんの発信で気持ちが楽になりました。

続きがあります。（パネルを示す）自分はいわゆるネグレクトをされていた子どもで、生理についても教わる事がなく、また生理用品の取得にもハードルが高い10代を過ごしました。自分の学生時代に今くらい学校に置いて欲しかったという気持ちを掘り起こされました。生理は予測がつかなくて苦手。生理痛も人より重く、生理がコントロールできる情緒的な代物だとは到底思えない一人です。

スイスのように、生理用品がトイレットペーパーのようにささっと使える環境になってほしいです。もしも持ち帰る人がいたとしても、その人は貧困

にあえていっているのだから人助けでいいじゃないか、自分はそう思いますと
いった内容でした。

女性の生理にまつわる切実な経験を語っていただいている中身だと思いました。
こういった声は自己責任の名の下になかなか政治に届いてきません。
私はこういった声に寄り添っていきたくないと改めて思いました。

(1) 番、県立高校での設置についてに入ります。

三重県においては、コロナ禍で生理の貧困の問題が大きく広がってから、
県立の学校や公共施設のトイレに生理用品を置くための予算措置が取られて
きました。市町でも中学校での設置が広がっています。

そんな中、県内の高校生の方から実態を何件か聞きました。県内の（パネ
ルを示す）こちらはA高校で実際に設置されている様子です。1階のトイレ
には、個室当たり1個以上置けるくらい設置されていましたが、4階のトイレ
はどの個室にも空っぽで不足しているようでした。

また、ケースの横には、この生理用品は買うことができない人が使ってくだ
さいと、生理についての相談は保健室までというふうにこの囲みで書いて
ありました。

また、別のB高校の生徒からは、去年うちの高校は保健室に置いてあるよ
と聞きました。

そこで1点目を伺いたいと思います。現在、県立学校に対しては女子トイレ
の個室内に配置するための予算措置がなされていることかと思いますが、
県は配置の実態をどのように捉えているのか、あるいは今後どうしていくか
ということを教育長に伺いたいと思います。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、県立学校のトイレにおける生理用品の設置
について答弁させていただきます。

県教育委員会では、令和3年度から、経済的な事情により生理用品を購入
できなかったり、急に必要になったりして困っている生徒を支援するために、
各学校に対してトイレに生理用品を配備するよう文書にて依頼しています。

これを受けまして、各学校では、個室トイレへの生理用品の設置を基本とした対応を行っているところです。

しかし、今、議員も御指摘されたように、生理用品を必要以上に持ち帰る者がいるためトイレへの設置個数を少なくしている学校ですとか、あるいは多くのトイレの配備状況を定期的に確認できずに補充が間に合っていない学校があるなど、各学校の対応に差があつて、課題も見られるということが分かってきております。

そこで、7月に県立高校を対象に保健体育にかかる実態調査を実施する予定ですので、この中で各学校における生理用品の設置状況の詳細を調査しまして、現在抱える問題点や配備・補充に当たっての工夫などを把握したいと考えています。

今後、課題解消に向けまして、調査結果から配備・補充に当たっての好事例などを抽出した上で、保健主事等を対象にした研修会の機会などを活用しながらその横展開を図ってまいりたいと考えています。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） これから保健体育にかかる調査というところで、今後していただける方向ということで確認をさせていただきました。日常的な配置に関しても同様に確認ができるような環境にさせていただけるといいなと思っております。

一方で、先ほど出した写真と同じ高校の生徒からこんな声を聞いたんですけれども、令和7年度は予算がもらえなくて、去年までに残っている在庫を出していると、在庫がなくなったらナプキンが必要な人からお金をもらって買うようにすると、保健室の先生に聞いたそうです。こういった実態が置かれておりますが、県としてはトイレに置くための予算措置をされているという状況がある中ですので、こういった状況にどのような見解をお持ちかというのを伺いたいと思います。

○教育長（福永和伸） 生理用品の設置に関しましては、各学校に配分していただきます学校運営費というところに対応しています。これの枠予算でございまし

て、学校ごとに差はあるんですけれども、平均すると大体3600万円ほど配分しております。生理用品の配備に必要な予算は今のところ、我々の知っている限りでは、一番多いところでも18万円ぐらい、平均すると今のところは2万円ぐらいで、この予算の措置で大丈夫かどうかはしっかり精査しないといけないと思いますけれども、配分している枠予算に比べてそんなに大きなものではありませんので、しっかりこれからも必要経費として対応していただくように学校には申し伝えたいというふうに思っています。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁をいただきました。

限られた予算とはいえ、やはりトイレットペーパーと同じように、そして生理について話すことをタブーに感じることなく使えることが大事だと考えております。

ナプキン設置に必要な額は、先ほど御答弁がありましたように1学校当たり平均約2万円ということで、それほど大きいものではないのではないかと思います。かつては、ティッシュを持ち歩くのが当たり前でしたし、今ではトイレットペーパーがどこでも設置されているという状況があります。女性にだけ起こる月経出血には負担が課されるという状況が今あります。

また、一方で、生理用品は様々な応急手当にも使えることから、私は男性用のトイレに生理用品が置かれてもいいのではないかと思います。三重県では、せっかく進んだ取組が行われているので、それを後退させることがないように、ぜひ対策をお願いしたいと思います。

また、先ほど示した写真の中では、必要以上にナプキンが取られることを懸念するメッセージが前面に出ておりましたが、私はこの掲示一つとっても性と生殖の自己決定権やジェンダー平等など教育的意義を大きく持たせることができると考えています。

次のスライドになりますけれども、（パネルを示す）こちらの写真は伊賀市内の公共施設で昨年4月に私が撮影したものなのですが、こういった啓発は生理の貧困の問題の可視化や生理をタブー視せずに社会全体で考えようと

いう思いが込められていて、私はとてもすてきな取組だと考えています。

また、内閣府の男女共同参画局によりますと、2024年10月1日の時点で、生理の貧困に係る取組を実施している地方公共団体の割合については、三重県は37%というふうになっています。人口減少を解消すべき課題とされているのであれば、やはり性と生殖に関する困り事を福祉的に対処することにこそ、税金を使っただきたいなと思っております。いま一度、市町に対しても、この実施の呼びかけや設置に伴って伊賀市のような生理について社会全体で考えるための啓発などの取組を求めて、次の質問へ移りたいと思います。

(2) 番、ミソジニーに対する三重県の認識と対応というところですが、去る3月25日、私自身のSNSでトイレットペーパーみたいに生理用ナプキンをどこでも置いてほしいという内容の発信をしたところ、広く拡散され議論が起ころ中、三重県議会事務局宛てに匿名で私へ名指しの殺害予告メールが8000通以上も届く事態となってしまいました。また、SNS上からも多数の誹謗中傷がありました。

この場で紹介するものはばかりですが、特徴は女性であることを結びつけての内容であるということです。家父長制的な社会構造に対して声を上げる女性が特に見下され批判される標的となります。女性嫌悪や女性制裁感情とも言われるこの現象がミソジニーとなっています。

国会でも女性蔑視に基づいた殺害予告を含む誹謗中傷の攻撃が行われていることについての政府の認識と現状ということで、我が党の議員が国会で質問をしているんですけども、ここで知事に伺いたいと思います。三重県では、このミソジニーという社会の問題をどのように捉え、対応していくのか、お考えをお聞かせください。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員御指摘のミソジニーですが、女性蔑視と、あるいは女性嫌悪というふうに訳されているかと承知しております。県の対応は後ほど申し上げますが、まず私自身の考え方を申し述べたいと思います。

答弁は非常にクリアでごく短いものですが、決して許されるものではないということです。それに尽きると思っています。我々人間は母親から生まれてきます。女性を蔑視したり女性を嫌悪したりすることは、自分の出生自体否定することではないかと私は考えています。

県としましては、平成13年1月に施行いたしました三重県男女共同参画推進条例の前文で、男性、女性、性別に関わらず能力と個性を十分発揮することができなければいけないということを規定しています。それを踏まえて、その後の行政展開を県としてはやってまいりました。女性の社会進出は進んでいるもののまだまだ十分とは言えないというふうに思っています。

今年度、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略というのをつくろうと思っていますが、そこに大きく取り上げようとしておりますのは、アンコンシャスバイアスの解消であります。県民一人ひとりの意識の変革、これを行っていく必要があるということでありまして、男性、女性、性差に関係なく共に生きて共に働くと、こういう社会をつくっていきたいと考えているところでございますし、県もそのように行動しているところであります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

大変力強く明快な答弁をいただいたと思います。社会において労働環境というところに女性が進出していく状況が進んでいるものの、不十分だということをおっしゃられましたし、そういう中で、私自身もその男性中心の労働環境の中に女性が入っていくというところで、壁が生まれてくるんだと考えています。

また、アンコンシャスバイアスの解消だったり、県民一人ひとりの意識改革が重要というところで、これからも取組を続けていただけるといいなと思いました。

このミソジニーという言葉は、人権侵害にまで深く踏み込むものという危機感を私からも改めて共有させていただきたいと思いますし、そういった全体的な県の姿勢を県政の施策全体に貫いた位置づけにさせていただけるといい

など考えております。

国会の答弁の中では、女性の人権や健康、尊厳を守る中で、女性に対する不当な偏見や差別はあってはならないと認識していると法務大臣が述べられています。例えば、生理用品のトイレ設置に関してもよく市町側の答弁としてトイレに置かないことの理由に、必要なときにナプキンが必要だと助けを求める力を育てるためとか、盗難されるからといった答弁があったりしますが、また、公共施設の利用者にそういった生理用ナプキンなどの生理用品を使っている方を想定していないような考えを当局がお持ちである、そういったのを推察できるような状況もあります。

知事に改めて伺いたいんですけども、これらのような理由で行政がナプキンを置かないという事態が起こっていることについて、私自身はある種不当な偏見に基づくのではないかと考えているんですけども、知事のお考えを伺えたらと思います。

○知事（一見勝之） お話を伺っておりまして非常に悲しい気持ちになります。やはり近代社会というのは、弱い人たちに優しく救いの手を差し伸べ寄り添う、だから近代社会だと思います。

県としましても、様々な考え方はあろうと思います。教育長の答弁も申し上げましたけれども、県庁のトイレにおいても、試行的にはありますけれども、生理用品について配布をするということを実行していきたいなとは考えているところでございます。

加えまして、仮に多くの人がそれを持って行ってしまうというのはあるかもしれませんが、金銭的にどのくらいのものなのかということもありますし、困っている人が持っていかれるなら、優しい三重県人としてはそれを是とするということもあるのかなとは思っております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） ありがとうございます。

私、今の答弁を聞いて本当にうれしかったです。やはり生理に対して衛生的に対処するという人の尊厳を守るという側面と、物を盗んではいけないと

いうルールとしての問題を混ぜてはいけないのではないかと思っておりますし、県庁にも試行的に置いていただけるということを伺いました。大変強いです。

こういったように特に女性の上に課せられる負担というものを社会全体で考えられるようになることが、ミソジニーをなくす大きな一歩になると思います。今後ともこういった角度でも人権について一緒に考えさせていただけたらと思います。

ミソジニーに基づく攻撃は、声を上げる女性を封じ込める大きな問題であると感じると同時に、私はこの社会自体が今、全体的にストレスを抱えていて、女だけ優遇されてずるい、甘えるなどというような考えに至ってしまっているのではないかと考えています。より社会的に弱い女性にそのはけ口が向かっているように思えてなりません。これは男女逆にしてみたとき、その非対称性が見られるかどうかで考えると浮き彫りになってきます。その結果、起こったのは、いい年して非常用ナプキンを持ち歩かない吉田紋華議員を殺害しますといった内容の殺害予告メールだったり、津市役所や病院までも巻き込んだ爆破予告がありました。先日、松阪市役所にも届いていたということが明らかにされました。

続いて、（３）番の問題に移りたいと思います。個人に対するメール等による脅迫等への対応についてです。

個人に対するメールなどによる殺害や爆破の予告には、相談にとどまって被害届にはならないケースもあるのではないかとこの点を１点確認させていただきたいこと、また、私の被害に係る質問が国会においてなされておりますが、改めて三重県警察としてはこういった事例に一般的にはどう捉え、どのように対処されているのか伺いたいです。

〔敦澤洋司警察本部長登壇〕

○警察本部長（敦澤洋司） それでは、議員からの、個人の脅迫等への対応について御答弁いたします。

県警察といたしましては、動機や手段のいかんにかかわらず、脅迫等の違

法な行為については厳正に対処すべきものと認識しています。

具体的な対応につきましては、個別の事案ごとの対応は様々であり、一概に申し上げることは困難ですが、一般論として申し上げれば、脅迫等の事案を認知した場合には、その内容等に応じて被害届を受理し、またそれがメールによって脅迫等がなされたということであれば、メールの送信元に対する照会など被疑者を特定するため所要の捜査を進めるほか、被害者宅をはじめとした関係箇所に対するパトロールを実施するなど、必要な措置を講じてまいります。

また、これらの事案は、警察安全相談として寄せられることもあるところ、直ちに犯罪として成立しない場合であっても、その内容に応じて相談者の不安を解消するために必要な措置を講じてまいります。

いずれにしましても、県警察といたしましては、生活の平穩を脅かす脅迫等の事案に対しては、引き続き、脅迫等された関係者の意向・不安に寄り添いながら、被疑者の検挙に向けた捜査や同関係者の安全確保を期すこととしています。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 御答弁いただきました。

私自身も津警察署のほうと適宜対応していただきながら、先ほど答弁をいただいたように、捜査でしたり安全確保というところに対応していただいているところであります。人権侵害である犯罪に、警察としてしっかり対応いただいていることは本当にありがたいと思います。

その上で、表現の自由の保障という意味も込めて、声を上げる人の安全が守られる、そんな環境でよりよい社会に向かっていくことを願ってこの質問を終わります。

続いて、大きい2番、被爆80年、核廃絶にむけてに入ります。

今年2025年は、1945年8月に広島・長崎に原子爆弾が投下されてから80年の年になります。1956年設立の被爆者の団体、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協が昨年、ノーベル平和賞を受賞しました。世界中には、いまだ約

1万2000発の核兵器があると言われています。戦争の不安が高まる中、被爆者の声が改めて注目されている情勢であるのだと思います。

日本政府は世界唯一の被爆国として被爆者とともに核廃絶を求める声を上げてほしいという立場で質問をいたします。

(パネルを示す) こちらを御覧ください。先日日曜日の8日に三重県でスタートしました原水爆禁止国民平和大行進の様子です。この平和大行進というのは、全国から広島、長崎に向けて核廃絶の願いをつないで歩いていくリレー行進となっています。私自身もこれに参加しまして、被爆者の方とともに紀宝町、御浜町、熊野市の庁舎を訪問いたしました。そして、御浜町にありますこの第五福竜丸エンジン引き揚げの地記念碑というものも見てきました。こういったものを改めて見ますと、原水爆廃絶の問題が自分事に深まってきました。

また、14日には津市での平和行進が行われる予定です。日本の被爆の実態や被爆者たちが生き抜いてきた歴史を学べば学ぶほど、私は一日も早く核のない世界を見たいという思いが強くなります。核兵器廃絶については、一見知事もきっと同じ思いでおられると思います。

そんな中で、地方自治体から核廃絶を求めていくことは大切なことだと考えています。広島県や長崎県の知事は政府に核兵器禁止条約の批准や署名を求めて直接要望を行っています。三重県とは直接被爆した場所か否かの違いはありますが、知事という存在はやはり選挙によって直接県民の皆さんに選ばれている存在でもあると思います。

ここで伺いたいのですが、知事としてこの核兵器禁止条約への批准、署名を日本政府に求めていくことについてどのようにお考えでしょうか。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 核兵器がない世界を見たいという気持ちは私も同じであります。中国の古い言葉に、「豺狼路に当たる、安んぞ狐狸を問わんや」という言葉があります。山犬やオオカミが政治に携わっている。それを見たさらにその下の人たちは悪いことをやってもいいんだと思ってしまうという言

葉でありますけれども、国際社会は山犬やオオカミ、そういう者たちだけではない、むしろ虎狼の国もあるんじゃないかと思っています。これはかつて中国の秦に対して向けられた言葉でありますけれども、周辺諸国を侵略してしまう国が、強大国がある、これが国際政治の現状なんです。簡単なことではないです。

核兵器をなくしてしまいたい。いいと思いますね。アメリカの核の傘に日本は依拠していると言われています。では、アメリカが日本はこの核から除外すると言われたときにどういう状態になるのか、よく考えないといけないと思います。

世界に今、核は1万2121発あると言われています。ロシアは5580発の核兵器を持ち、中国は500発の核兵器を持つ、アメリカは5044発を持っている。これが今の現状なんです。

昨今、中国は6月の初頭ですが、南鳥島周辺の太平洋上で空母2隻を運用しているということもありますし、昨日でしたでしょうか、海上自衛隊の警戒機を中国の戦闘機が追走したということも言われています。

国際社会、なかなか難しい状況であります。

ブタペスト覚書というのは御存じかもしれません。1994年、当時世界で3番目の核を管理していたウクライナ、その核を放棄させる。そのために1994年に、アメリカ、イギリス、ロシアが集まってウクライナの平和を保証しましょうと。したがって、そのために、その代わりにといいますか、ウクライナは核を放棄しなさいと。ウクライナはそれに従って核を放棄した。その後、何が起こったかはもう言うまでもありませんが、2014年にはロシアのクリミア半島併合があり、そして2022年にはウクライナ侵攻が起これ、今も続いている、非人道的な戦争が続いているということでもあります。

国際社会、非常に難しい状況でありまして、これについてはいずれにしても国の専管事項、外交と、そして安全保障でありますので、条約の批准については国で適切な判断をしてもらえるものと考えております。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

〇7番（吉田紋華） 御答弁ありがとうございました。

知事の今までの経歴などを考えますと、やはり外交など防衛にも関わられていた経験がおありでしょうし、私よりもはるかにその国際情勢が難しいということを体感しておられるのだと思います。

一方で、この核兵器禁止条約の参加の国が増えていることでしたり、NPT、核兵器の不拡散に関する条約の再検討会議なども行われている中で、やはりそれぞれの国が力関係問わず対等な関係で対話をして、平和をつくっていこうというのが社会の流れなのではないかと思います。

また、知事もたしか空手をずっとされておりましたよね。私も、黒帯を中学生のときに取っているんですけども、そのときに強く学んだのが空手に先手なしとか、人のためならずとか、自分で技を学ぶけれども、それは人を攻撃するためではないということ、私はこれは日本国憲法第9条に通ずるものだと思っています。平和をつくるために自ら努力をしていくということも私はすごく大事だと思っておりまして、この核兵器禁止条約はそういった世界をつくる一つのきっかけになればいいなと思っておりますし、いずれは核を廃絶したいという思いを皆さん持っているでしょうから、そういった思いで私も取り組んでいきたいなと思っております。

先日、私は県内在住の被爆者の方に直接お話を伺う機会がありました。その方は、長崎の爆心地から1.8キロメートルの自宅で1歳3か月のときに被爆されたそうです。直接の被爆体験はあまり記憶はないけれども、その方のお父様の遺体がいまだに長崎原爆病院の倉庫に検体としてバケツに入れられていることや、貧しい中の戦後を必死に生き抜いてきたこと、原爆後遺症におびえることもあったことなどを伺いました。

三重県政にどんな要望がありますかと伺いました。その方は、四日市公災害、その慰霊祭で知事のお話を聞いたときに、知事は人の苦しみが分かる人なのだと思いますとおっしゃっていました。

また、核兵器は命に関わることで、いつかじっくりお話しできる機会があるといいと思っていますというお話をされました。

私からも被爆者の方々の声を直接聴いていただける機会をつくっていただけることをぜひともお願いしたいと思います。

最後になりますが、反戦平和、国民の苦難軽減が日本共産党が受け継ぐ精神です。私はその原点を大切にして、どんな困難にも負けずに、世界中の平和や健康で安全な暮らしができる社会の実現のために頑張りを続けることを誓って、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開

議

○議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○議長（服部富男） 県政に対する質問を継続いたします。1番 荊原広樹議員。

〔1番 荊原広樹議員登壇・拍手〕

○1番（荊原広樹） 改めまして、皆さんこんにちは。

新政みえ、名張市選挙区選出の荊原広樹と申します。市議会議員時代から合わせて約10回目ぐらいの一般質問になりますけれども、なかなか慣れることなく、やはり毎回緊張しておりますので、ぜひとも今日もお手柔らかによろしくお願いいたします。

通告に従いまして一般質問を始めさせていただくんですが、まず一つ目、インドネシア訪問の成果と今後の取組についてというところを聞かせ

ていただきたいと思います。

5月の頭に、三重県知事として初めてインドネシアのほうに訪問をいただきました。その目的といたしましては人材確保であったり、インバウンド誘客であったり、産業連携であったり、様々な目的があったのかなというふうには思っておるんですけども、特にこの日本全体の問題にもなってきておりますが、三重県でもそうです、労働人口の少ないこの日本にとってというのは、外国人労働者に頼らなければならない問題をやはり抱えているのかなというふうに思っております。日本は特に少子化が進んでいるということで、かなり真剣に考えていかなければならないような状況になってきたわけなんですけれども、外国人労働者が必要とされる理由というのを考えていきますと、やはり先ほども言いました労働力不足の補填ですね。少子高齢化が進む日本だけでなく、ドイツなどでも若い労働者が不足しているということで、業種によっても、特に建設であったり介護、そして農業、サービス業などでかなり人手不足というのが発生していて、外国人労働者に頼らなければならない状況がもう日本全国で広がっているのではないかなというふうに考えております。

また、外国人労働者が必要な理由といたしまして、どんどん海外から観光客も入ってきているというところもありますし、企業も世界に目を向けた市場になってきているということもありますので、グローバル化に対応するためにも様々な人材、多言語であったり多文化対応ができるような人材も必要になってくるということで、こういった視点を考えると、日本人だけでは、労働力だけの観点ではなく、海外の企業ともやりあっていく上で、やはりこの外国人労働者の誘致というのは非常に大切になってくるのかなというふうにも感じております。

今回、知事がインドネシアを訪問されたということで、何かインドネシアって聞くと、失礼ですけど、あんまり、どんな国なんかなとイメージがぼやっとしている方が多いのかなというふうに思うんですけども、人口がもう約2億人の後半、2.7とか2.8億人ぐらいいるような状態で、これ今、世界

で第4位ということで、もう爆発的に国が大きくなってきているような状況でございます。

また、国民の平均年齢が大体29歳ぐらいということで、日本はもう平均年齢が48歳とか49歳とかになってきていますので、そう考えると若者であふれ返っている国であるのは間違いないのかなというふうに思っております。

大統領制を敷いている共和国で、現在、首都は皆さん御存じのとおりジャカルタなんですけれども、ちょっと人口が増え過ぎたせいなのか、そろそろ移転というか、散らしていかなあかんなどということで、新しい首都にヌサンタラというところに首都機能を、今、移転しようと計画をしているような状態でございます。

今回、3月6日にインドネシア議員連盟というのを立ち上げさせていただきましたまして、この三重県議会議員からも何と41名の議員の方に加入していただきました。その中から代表して5名の県議会議員で、MOUの調印とかそういったものをされるということで同席をさせていただいたわけなんですけれども、私のほうでもこの後、感想とかそういったものを述べさせていただきたいと思うんですが、まず知事が今回の訪問で得た成果であったり、今後の取組についての御答弁をよろしくお願いいたします。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） 議員も一緒に行っていただきましたけど、今年の5月5日から9日、三重県知事として初めてインドネシアを訪問いたしました。今回のミッションの特徴は大きく2点あるというふうに思っています。

一つは、5名の議員の方に御参加いただきました。県議会議員の皆さんにも御参加いただいた。そして、介護・看護団の方にも来ていただいた。そして、経済団の方にも来ていただいた。総勢51名でございます。もちろん行政団も参りましたけれども、三重県の多くの分野の方々においでいただいたということが一つ。

もう一つは人材確保、インバウンド、産業連携、この三つの分野で活動して、我々は地方政府ではありますがけれども、インドネシアの国家政府と覚書

を3本締結したと、これも大きいことかなというふうに思っております。

インドネシアの国情については、議員のおっしゃったとおりで、本当に国に勢いがあるのがインドネシアだなというふうに思っております。

さらに言うと、実は平均寿命が残念ながら60代というふうに伺っています。ということは、インドネシアで介護の仕事を勉強された方が国内で対応をする職場が少ないということです。したがって、外国で働きたいという意向を持っておられるということも伺いました。

保健省の大臣と面談しまして、三重県へ保健医療人材を毎年優先的に送り出すということを書いた覚書を締結したのは、非常に大きいというふうに思います。

また、医療福祉大学の学生約250人を前に、介護人材セミナーもやらせていただきました。

そして、移住労働者保護省あるいは労働省の両大臣と面談して覚書を締結しましたが、そこでは介護看護分野だけではなくて製造だとか、建設だとか、観光だとか、三重県で人材不足、今はどこでもそうなんですけど、どの分野もそうなんですけど、特に人材が不足しているという分野に関しても送り出し、受入れの促進をするということが確認できたのは非常に大きいと思います。

また、インバウンドの誘客、まだ、インドネシアから来ていただいている方は少ないんですけれども、人口が増えてきますんで、可能性が非常に大きい国です。現地の旅行会社5社の方を対象にしまして観光セミナーも開きました。そのときに、東京と大阪の真ん中に三重県は位置していて、ツアー造成はやりやすいと思うという声とか、あるいは忍者とか海女とか鈴鹿サーキット、これは旅のハイライトになり得るというお声もいただきました。そういう意味でも意義のある出張だったのかなと思います。

さらに、産業連携に関しては多くの企業の方々が、例えば現地の税制度について質問されたり、あるいは人材確保ができるというような感じもお持ちになられたりということで、ここも意義のある部分だったのではないかなと

いうふうに思います。

今後、覚書を元にして三重県でも、必要な外国人材の受入環境整備などを進めていって、実際、実行に移していきたいと思いますし、インバウンドあるいは産業連携も同様でございます。

〔1 番 荊原広樹議員登壇〕

○1 番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

私も全く同じ感想でございまして、本当にエネルギーを感じるところでございましたし、このエネルギーを、覚書を交わしたということで、これからさらにお互いがプラスになるような形で進めていただければと思います。

先ほど言わせてもらった28歳、29歳と平均年齢は若いんですけれども、平均寿命が60代ということで、やはり医療の部分でも課題を抱えているということを保健省の大臣もおっしゃられておりました。

逆に、日本のお医者さんがインドネシアに来て教えてくれるんやったら、休暇にはバりに招待しますと、そこまで言ってくれていたのも、これから日本としては介護人材が不足している、そしてインドネシアとしては医療の技術が不足しているということで、お互い協力していける関係になれば、かなりプラスになるのかなというふうにも思いました。

また、現地のメディアでは、年間約300人の看護師を派遣するというのが記事になったということで、現地でもかなり注目をいただいているというようなところでございました。

また、若い国やという話もさせてもらったんですけれども、本当にインドネシアのジャカルタって大渋滞で、もう何ていうか、スクールが降ってしまうとバイクが進まなくなってしまって、1キロメートル進むのに1時間かかるぐらい、それぐらい大渋滞をしているということで、様々な課題はあるんですけれども、このエネルギーはぜひ三重県に持ってこれたらなと思います。

そして、我々議員団もこの覚書の調印ではいろいろ見させていただいたんですけれども、それ以外に国と行政の立場だけではなくて、議会としてもつ

ながりを持っていくのが必要ではないかということも考えさせてもらいまして、インドネシア国会にも行かせていただいたり、またバンテン州とも面談させていただきました。

A P P I と言われるそのインドネシア送出し機関連盟というところともお話をさせていただきまして、要は何かというと、インドネシアから日本に来るのに誰でも彼でも来てもらわれたら困ると。インドネシアから送り出すときも、やはりその国に責任を持つ機関がある、そして日本としてもこういう外国人を受け入れるという受入機関と両方責任を持った機関があつて、それで初めて外国人が日本に来るといような形をつくっていかないと、やはりこれは不安を買ってしまってもいけないので、そういうことしっかりしてくれるのがA P P Iという機関になるんですけれども、そういうところともお話をさせていただきました。

ちょっとインドネシアの映像がありますので映させていただきますが、ここでええんかな。すみません。

（パネルを示す）これが保健省とMOUを結んだときですね。これ、知事がサインいただいているんですけれども、これは見ていただいたら分かる通り、建物は物すごい立派なんですけれども、みんなざわざわしているんですよ。これ要は、何かみんなが話している間に、調印しているんで、さあ、書いてくださいみたいな感じで、知事も、えっ、これ今書いたらいいんですかみたいな、ちょっと日本とは違うような感じなんですけれども、すごいラフな感じの国だなという、こういう和やかな空気の下、覚書のサインが行われました。

そして、二つ目ですね。（パネルを示す）これ、この向かい側にインドネシア国会の皆様が座っている写真があるんですけれども、ちょっとごめんなさい、自分の携帯に入っている写真がこっち側の写真しかなかったんですけれども、この向かいにインドネシア国会の皆様方もいらっしゃいました。ここでも、先ほどの保健省と同じように、やはり日本としっかりお互いが協力し合える関係ができたらいいなということでお話をいただきましたし、また、

インドネシア国会の国会議員の中に、もともと日本で働かれていた方もいらっしゃるって、日本語ぺらぺらの方もいたので、非常に和やかなムードでお話ができかなというふうに思います。

これは服装なんですけれども、何か観光旅行客みたいな服装になっていすけど、全然違いまして、これはバティックと呼ばれるインドネシアの正装でございまして、日本でいうスーツにネクタイを巻いているのと同じような服装であるということになります。

では、次に行かせていただきます。三つ目なんですけれども、（パネルを示す）これがバンテン州というところの、前にどっしり座られているのがこれが州知事でございます。我々議員団として本当は議会に訪問する予定ではあったんですけれども、このバンテン州の知事が今のインドネシア大統領とすごい近い存在にいる、一番側近のような州知事になっているようで、それやったらせっかくやし州知事にも会わせてもらおうということで、ちょっと厚かましくもぞろぞろと行かせていただきました。

そのときに、州知事もすごいユニークな方というか、すごいざっくばらんな方で、いろいろ楽しいお話も聞かせていただいたりしたんですけれども、そんな中で州知事が、三重県とすごい今後も仲よくしたいですということも言っていました。もしよかったら何らかの覚書とかそんなんも結べたらいいですよねというようなことも、ただちょっと通訳の方を挟んでいるんで正しい表現かどうか分からないですけれども、せっかく三重県とこういう関係を結べたので、何らかの今後一緒にやっていけるような覚書ができたらいいいよねみたいなことも言っていたんですけれども、ちょっとすみません、通告にはございませんけれども、知事、これを聞いていかがでしょうか。

○知事（一見勝之） 私は大臣秘書官をしていましたときに、議員外交といいますかね、政治家同士の話合いというのは非常に重要やなど。行政間だけでは議論していても煮詰まってしまうたり、結果が見えなくなることがよくあるんですけど、それを打開するのが議員外交であったり、政治家同士の話合

いということを感じたことがあります。

今回、バンテン州に5人の議員の方々、さっきちょっと写真で野村議員の顔が切れていましたのと、あと伊藤議員が写っていなかったんで、それは荊原議員の意図的なものではないと思いますけれども、5人の方が行っていました。また後ほど、稲垣議員、当時議長でいらっしゃいましたけど、そのブログも読ませていただいて、すごい活動をされておられるというふうに感銘を受けました。

保健省の先ほどの覚書もそうですが、大臣と私、やり取りさせていただきましたが、そのときにも5人の議員の方々が後ろで応援していただいている、見ていただいているというのはとても心強く感じたところでございます。

また、議員も超党派のインドネシア議員連盟の事務局長として今回、大役を果たされたということで敬意を表したいと思っております。

バンテン州の話は私も向こうにおりましたときにちょっと小耳に挟んで、帰ってきましたお話をいただいたということでございますので、バンテン州の知事が何を考えておられるか、我々として何ができるか、これから検討させていただきたいと思っていまして、MOUは恐らく形としてはいろんな議論をした後に出てくるということを考えていますので、例えば次、三重県知事がまたインドネシアに行く機会とか、あるいはバンテン州の知事が三重県にお出でになる機会とか、これは別に三重県じゃなくてもいいんですけど、どこかでお会いできる、例えば、ジャカルタにバンテン州知事がおいでになってもいいかもしれません。そのときに三重県知事が行っている。あるいは、例えば東京なんかでお会いすることもあるかもしれませんが、そういうときに意向を確認して、先ほどおっしゃったように、インドネシアそのものはすごく伸びている国でもあります。バンテン州もそうだと思いますので、三重県として何らかの協力ができるか探っていきたいというふうに考えております。

〔1番 荊原広樹議員登壇〕

○1番（荊原広樹） ありがとうございます。

非常にやり取りのやりやすい州知事だったので、非常にざっくばらんに進んだんですけど、この後、進展があったらどうしたらいいという話をさせていただいて、稲垣議員に言ってもらえればということで、稲垣議員のメールアドレスは州知事のほうにお伝えしておりますので、これから進展があるかもしれませんので、その辺もお伝えさせてもらったらと思います。

1200万人の人口、バンテン州はいらっしゃるみたいで、かなり人口の多い町でございます。ぜひともインドネシアと結ぶ、かつこの大統領に近いバンテン州ともつながることで、さらにインドネシアとの交流というのが深くなっていくものが期待できると思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。

私はまだ本当、初歩の初歩の入り口でございます。この後、日本・インドネシア共和国友好三重県議会議員連盟の方々が9月、12月と引き続き質問されると思いますので、引き続きの答弁、よろしくお願いいたします。

これで一つ目の答弁は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

二つ目の質問なんですが、多文化共生の取組についてということで、御質問をさせていただきます。

一つ目で、今後、インドネシア人の方々がたくさん三重県に来ていただけるという話をさせていただきましたけど、やっぱりよくないのはこの話だけが独り歩きしてしまうと、何やまた外国人ばかり三重県に入ってくるのかというような話になってもいけないと思うので、言葉や文化が違ったりというところがありますので、こういったところで県民の不安につながってしまうと、やはりこれは本末転倒ではないかなというふうに思っております。当然、各市町でやっただけでいる取組もありますけれども、言葉の壁、言葉が通じないとなかなか心も通じにくくなってしまったりというのがありますし、当然文化や宗教の違いもあります。よくあるのがごみ出しの問題であつたりとか、ちょっとごみって、日本人はどうしてもごみ箱があつたらしっかりごみ箱に捨てるけれども、海外では、基本的には少ないような状況

で、日本では捨てる方はいらっしゃいますけど、そういうのもでき上がってはいるんですけれども、まだまだそういった課題は残ってきます。

できれば、外国人の方々が日本に来て、安心して暮らせるというのをしっかりつくっていかないと、どこに相談したらいいか分からないとか、そういうような状態が続いてしまいますと、やはりこれはまた日本人が持つ外国人に対するイメージというのがマイナスになってもいけないというふうに思いますので、その辺は行政でできることというのはしっかりとやっていただきたいなというふうに思うんですけれども、まず今後、外国人増加がさらに見込まれるというふうに思っております。インドネシアだけでなく。

そんな中、多文化共生への取組、これが非常に重要になってくると思います。県の取組についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔楠田泰司環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（楠田泰司） それでは、多文化共生の取組について答弁いたします。

県内の外国人住民数は年々増加傾向にありまして、令和6年末には約6万7000人と過去最多を更新しております。労働力不足が進む中、外国人材への期待が高まっております。先ほど議員からも御指摘がありましたように、今後も外国人住民の増加というのは見込まれると考えております。

このため、外国人住民が安全に安心して生活できる環境の整備や、日本人住民と外国人住民が互いの文化の違いを認め合う相互理解の促進が、これまでに以上に必要になってくると考えております。

現在、安全に安心して生活できる環境整備の取組として、M i e I n f oと呼んでおりますが、7言語でなっております三重県多言語情報提供ホームページで、生活や防災等に関する情報を提供したり、またM i e C oと呼んでおりますけれども、みえ外国人相談サポートセンターを設置しまして、11言語で生活全般にわたる相談を受け付けております。

今年度からは、こうした取組や日常生活のルールなどをチラシに取りまと

めまして、市町の窓口や企業、外国人支援団体等を通じまして、外国人住民に広く配布しまして、周知を図ることとしております。

そして、日本人住民と外国人住民の相互理解を図るためには、日頃からのコミュニケーションが大切だと考えております。このため、外国人住民へは日本語教育を、日本人住民へは難しい言葉を分かりやすく言い換えたやさしい日本語の普及を進めていく必要があると考えています。

日本語教育につきましては、生活に必要な日本語を学べる機会が増えますように、日本語学習支援の経験が豊富な方を地域日本語教育コーディネーターとしまして市町に派遣し、学習プログラムの作成など、日本語教室の開設や運営を支援しています。現在、県内では16市町に42の日本語教室がありますが、日本語教室は日本語を学ぶだけでなく、地域住民と外国人住民の交流の場でもありますので、引き続きこうした日本語教室の開設支援を行っていききたいというふうに考えております。

企業におきましては従業員の日本語教育が進みますように、今年度から新たに企業にコーディネーターを派遣しまして、企業内の日本語教室の開設等の支援を行ってまいります。

やさしい日本語の普及につきましては、昨年度ガイドラインを作成しましたので、このガイドラインを活用して出前講座を実施しまして、より多くの県民の皆さんに周知をしていききたいというふうに思っています。

こうした取組を着実に実施するとともに、市町や支援団体の皆さんと情報交換を行いまして、取組内容がニーズに合っているのか、新たに必要となる取組はないか、こういったことを検証しながら、特に最近、相談内容も医療に係ることから、雇用労働、社会保険、年金、多様にわたっています。ですので、他部局ともしっかり連携しまして、多文化共生社会の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。

〔1 番 荊原広樹議員登壇〕

○1 番（荊原広樹） 御答弁ありがとうございます。

約6万7000人ということで、すごい人数でございます。名張市の人口が約

7万3000人とか考えると、それぐらいの、名張市人口ぐらいの方がこの三重県に来られているということで非常に多い人数であると思います。かねてよりよく出ている、そのやさしい日本語、どうしても日本人で普通にしゃべっていると、気づかずに難しい言葉を使ってしまったりってあると思うんですけれども、それを使ってしまうとなかなか外国人の方は理解できないし、案内板とかもそうなんですけれども、やはりこのやさしい日本語で表示してあげることが非常にこれから重要になってくるのかなというふうにも感じました。

また、市町としっかり協力、それぞれでやっていただいていると思うんですけども、コーディネーターの派遣であったり、いろいろやっていただいていると思います。これからもさらに需要が高まってくると思いますので、ぜひ、今後ともよろしくお願い申し上げます。

外国人労働者が来ると何かいろいろ、労働者が足りへんから来てんのや、でも日本の人口少ないから来てんのやとかいろいろ思われますけれども、ただこの外国人の労働者が来てもらうのは、あくまでいわゆる不足している部分を解決しているというだけに過ぎず、本来やらなければならない人口減少対策というのは、やっぱりこれは並行してやっていかなければならないという問題やと思いますので、多文化共生で外国人に来ていただいて、これは大事です。それと並行して、人口減少対策にも力を入れていただきますようにどうぞよろしくお願い申し上げます。

すみません。二つ目、駆け足ではありますが、これで終わらせていただきます。

続きまして、三つ目の大阪・関西万博に関する質問をさせていただきたいと思います。

結構、もう大分、初めての質問からずっと大阪・関西万博の質問をさせていただいているんですけども、私の住む名張市はもう本当、大阪に三重県で一番近い地域になりますので、これが大阪・関西万博で三重県への観光客誘致が成功した際には、やはりこの名張市にも多くの外国人の方に来ていた

だいて、汚い言い方をすると、お金を落としていただけるのかな、お金を使っていたいただけるのかなという強い期待もありますので、これはずっと言わせていただいております。

これは2025年、今年の4月13日に始まって、10月13日までの184日間の開催となります。今日が6月12日になりますので、大体今日で2か月ぐらいが経過したのかなというふうに思っております。

直近のデータというか、6月7日、これは土曜日ですかね、人数でいきますと、1日当たり約17万3000人が来場されたということで、累計で約683万人ということで、かなり多い、2025年日本国際博覧会協会の想定とは違うかもしれないけれども、私が思っていたよりかは来ているなというような印象を持たせてもらっております。

ただ、課題も結構あるなと思って、アクセスがやはり、橋が一つ、トンネルが一つということで、トンネルがもう完全にI Rの工事で使えない状態になっていますので、橋を使った、いわゆるバスであったりとか、あとは地下鉄ですけども、これも中央線ということで、大阪でいきますと御堂筋線の本町駅で乗換えになるんですけども、その本町駅ではかなりの人があふれ返っていて、多くの方が来場されるということで、やはり交通的な部分で課題があるのかなというのを感じました。

私も6月2日に現地の方にお伺いさせてもらったんですけども、三重県ブースは関西パビリオンの中にございまして、もう皆さんも御存じであると思うんですけども、この三重県ブースは時のトンネル、美し国体験広場、そしてナビゲーションエリアということで、三つのエリアに区切って運営されているわけなんですけれども、それぞれ触って見るとか、いろいろ引き出しを開けてみるとか、あと赤目四十八滝のシルエットとかがいろいろ見えたりとか、あと出口のところ、三つ目のエリアでは、三重県の観光誘客につなげるようなエリアもあったりします。

6月18日までは、内宮昇殿鯉木ということで、伊勢神宮の木が展示されておりまして、7月1日から23日までは、僕知らなかったんです、怒られます

けれども、宝刀村正って三重県のもんです。大変失礼しました。宝刀村正が展示されるということで、そしてまた、7月24日から8月16日までは自由の鐘、これは昭和14年のニューヨーク万博で展示されたものと同じものが展示されるということで、真珠が1万2250個、ダイヤが366個ということで、当時、100万ドルの鐘と言われたみたいで、今の価値は幾らか分かりませんが、警備だけはしっかりとお願いします。

また、8月25日から9月25日には、伊賀くみひもや伊勢形紙、そして9月28日から10月13日は海女の漁ですね、漁の映像を流していただきながら、また実際の海女にも来ていただくというようなことで、これから先も非常に面白いイベントがたくさんあるのかなというふうに感じております。

少し行かせてもらった写真を見ていただくんですけども、（パネルを示す）こちらが関西パビリオンの入り口です。これは、先に現地に来場した方からもらったんですけども、今、撮ったら人が写り過ぎてどうしようもないぐらい人がいっぱい、もう大行列になっています。聞けば、もう予約でほとんどいっぱい、全然入れない状況なので、早めに予約をしていただくことをお願い申し上げたいと思います。

たくさんの方の関西の県、兵庫県であったり和歌山県であったり福井県であったり、様々な県がこの中で見れるわけなんですけれども、言っておきますと、この関西パビリオンを予約すると一応全部入れますので、それだけは安心してください。関西パビリオンの三重県を予約するわけではなくて、関西パビリオンに入ったら全部の県を見ることができます。

（パネルを示す）これ、中に入ってちょっと三重県だけ撮らせてもらったんですけど、なぜか分からないんですが、三重県の絵がお好み焼きだったんです。多分これ映像が切り替わるんやと思うんですけど、たまたま撮ったら三重県のところでお好み焼きが表示されておりました。

せっかく私も名張市選挙区選出ということもございまして、二つ目のエリアに行くと、引き出しが縦横無尽にあるんですけども、その引き出しを開けたら、県内各地の名産品であったり、様々なPRしたいものが出てくるん

ですけど、（パネルを示す）これが伊賀名張のかたやきなんですね。これ、右のほうを見ていただいたら、実際、ちょろっとかたやきが触れるようになっていんですけども、これ、触ったらめちゃくちゃ硬いんです、ただ、担当の方に聞いたら、これ、多分1回壊されているみたいなんですね。力自慢の外国人か日本人か分かりませんが、これ、どんなに硬いんやってなって、多分思いっきりやって割れてしまったんやと思うんですけども、今のかたやきは2代目のかたやきみたいです。1代目は潰されました。

（パネルを示す）これ、二つ目なんですけれども、これが一番人気やったん違うかなと思うんですけども、これは名張市役所でいつもいてくれるオオサンショウウオの人形なんですけれども、比較的大きい引き出しを開けてもらうと、こんなオオサンショウウオの人形が出てきます。外国人の方もそうでしたけれども、修学旅行で来られていた高校生とかが本当にすごいリアクションをしてるのを見て、ああ、意外とこんなんが人気あるんやなというところは感じました。副知事もありがとうございます。

そして、（パネルを示す）これも面白かったんですけども、これは何かというと、左が伊勢茶で、右が森の香りということで、真ん中の穴から匂いが出てくるんですね。伊勢茶の香りがこうやって香ってくるんですけども、何か日替わりで3種類の伊勢茶の匂いが出てくるみたいなので、ぜひ三重県議会茶業及びお茶の文化振興議員連盟の方は最低3回は行っていただいて、匂いを嗅いでいただいたほうがいいのかというふうにも感じました。

森の香りということで、ヒノキの香りが出て、本当にすごいですね。何か開けるたびに何が出てくるんやろうという楽しみで、開けたらすぐ匂いを嗅げたりとか触ってみたいとか、本当に面白い、上手にできた施設やなというふうに思いました。

最後に1個だけ紹介させていただきます。（パネルを示す）これが松阪木綿、松阪牛、松阪ばかりになってしまいました。あと、一番左がこれ南紀のミカンなんですけれども、これはぐるっと回すと、いわゆる南紀のほう、御浜とかあっちのほうに行くと1年中ミカンが食べられますというのを、こういうふ

うに紹介できて、ぐるっと回すたびに違うミカンが出てくるので、非常に面白い設定になっているなというところを感じさせていただきました。

そして、全て終わった後に、出口のところで三重県の観光へつなげる部分ということで、そこにコンシェルジュの方が立っていたり、あとはタッチパネルで三重県のいろんな観光地を検索できるようになっているんですけども、出口のところにはスタンプ台がございまして、世界的に有名なアートフラワーの企業であるエミリオ・ロバというところが、このアートフラワーのスタンプ台をつくってくれました。初めて聞かれる方もいらっしゃるかもしれませんが、エミリオ・ロバでつくられているアートフラワーというのは、全て三重県名張市でつくられております。百貨店とかでしか売ってない本当に非常に高価なものになりますんで、三重県ブースに寄っていただいた後は、名張のエミリオ・ロバのスタンプ台でぜひスタンプを押して帰っていただけたらと思います。

いろんなところに行かしてもらって、関西パビリオンのいろんな県も見させてもらいましたけれども、お世辞抜きで三重県が一番よかったかなというふうに感じました。一番工夫されているし、一番よかったなというふうに思いました。これはお世辞抜きです。

ちょっとごめんなさい、長くなってしまいましたけれども。

開幕から2か月がたちました。今、いろいろ紹介させてもらいましたけれども、いろいろ見えてきた部分もあると思います。見えてきた課題と今後の取組について御答弁、よろしくお願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） まず、議員のほうから、るる三重県ブース等の紹介いただきまして、本当に答弁することがなくなるぐらいいただきましたので、ありがとうございます。今から答弁させていただきます。

三重県ブースの課題と今後の対応ということで、まず状況でございますが、三重県ブースの来場者の人数ですが、開幕から1か月で10万人を超えまして、6月10日現在で、59日間ということでございますが、19万8337人となつてご

ざいます。1日平均に換算しますと約3400人ということで、当初予定していた入場者数の2倍近くあるかなというふうに思っておりまして、大変盛況な状況だというふうに考えております。

一方で、想定以上の来場者ということでしたので、混雑を回避しまして安全を確保するために、状況に応じてブース内への入場制限を行う必要がございまして、入り口の時のトンネルの中で入場の間、一時的に待機していただくということもございました。

そのため、お待ちいただく来場者を飽きさせることなく、またこれから、後ろのほうに入っていただくブースの中身をより楽しんでもらえるように、入り口の時のトンネルの中で映し出される映像の紹介でありますとか、あるいは三重県への来訪を促すような観光PRなどを行っております。

また、関西パビリオンを運営する関西広域連合におきましても、パビリオンへの入場を待つ来場者にタブレットをお渡しして、各府県ブースの紹介を行うことも検討しているというふうに聞いておりますので、これも期待したいと思っています。

このような取組とも連携しながら、来場者の満足度が高まるよう、これからも改善に努めてまいります。

〔1番 荊原広樹議員登壇〕

○1番（荊原広樹） ありがとうございます。

たしか当初1900人がそれぐらいの予定やったと思うんですけども、これが約3400人来られているということで、本当にすごいびっくりなしに三重県ブースに入っていく様子が見られたなというふうに思うんです。ただ、本当にさばけないというか、いっぱい入ってくるんでなかなか細かな対応がしにくいというのが出てくると思いますので、しっかりその辺の対応を今後の課題として、今、ええ波来していると思うんで、しっかりこの波に乗ってもらって伸ばしていただけたらと思います。

続いてですけども、来場者から見える新たな気づきということなんですけれども、ここでは外国人を含む来場者の方々が興味を示したものの、いわゆ

る我々が気づいていない三重県の魅力等感じたことがありましたらよろしく
お願いいたします。例えば、外国人イコール忍者みたいな先入観だけじゃな
くて、思ったよりこんなところに興味を示しているなどというのがありました
ら教えてください。よろしくお願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 来場者が特に興味を示したことでの新たな気づ
きということで御質問いただきました。

三重県ブースでは、映像による本県の魅力発信に加えまして、県内各地域
の魅力を体験いただくために、御紹介もありましたが、来場者が自ら引き出
しを開けて楽しめるというような展示も行っているところです。

もう御紹介がありましたんで少しはしょってになりますが、香りを体験で
きるものであったりとか、音で聴くものとか、あるいは先ほど、サンショウ
ウオもありましたけれども、大きなものがあってインパクトがあるとか、そ
ういったものを出しておりまして、そこに高い評価をいただいているという
ふうに思っております。

また、三重県ブースでは、希望する市町が出展しまして、それぞれの魅力
を発信する機会を設けまして、各市町と協力して三重県ブースの魅力向上に
取り組んでいるところでございますが、例えば5月7日から9日の3日間
においては、紀北町、尾鷲市、熊野市にそれぞれワークショップを開催して
いただきまして、例えば尾鷲ヒノキを使ったようないろんなホルダーであつた
りとか、あるいは熊野市であれば勾玉を磨く体験とかそういうのをしていま
したけれども、予定していた数からかなり体験する人が増えましたもんです
から、その材料が終了時間を待たずになくなってしまったりとかいうような
ことで大変盛況でありまして、特に外国人の方はそれを喜んで体験されてい
たというふうに思っております。

このように、来場者は映像を見るだけということではなくて、直接触れ
たり、あるいは自ら作ってみたりといった、いわゆるコト消費というところに
関心を持って、満足度もそれが高かったということが改めて確認できたかな

と思っております。

このため、引き続き来場者が体験できる機会を提供するワークショップを市町と連携しまして実施するとともに、万博周遊切符を発売している近畿日本鉄道株式会社と連携し、新たにスタンプラリーも開催してみるなど、来場者の満足度をさらに高めるような取組を進めていきたいと思っております。

万博にブースを出展することで得られたコト消費への関心の高さなどの気づきについては、県庁内でもしっかりと共有しまして、今後のプロモーション手法等、本県の魅力発信につなげていきたいと思っております。

〔1 番 荊原広樹議員登壇〕

○1 番（荊原広樹） ありがとうございます。

ぜひ今後のプロモーションにつなげていただいて、会場でもらったら、何か、ああ意外とこんなやなというのを多分、空気感からいろいろ感じられるものもあると思いますので、ぜひ今後も会場に行っていただいているいろいろ見ていただけたらなというふうに思います。

すみません。続いて、三つ目になるんですけれども、契機とした観光誘客についてということで、これもせっかくこの万博のええ波が来ているというところでございますので、三重県だけではなくて多くの県庁であったり、また県内の市町が万博を契機とした観光戦略というのを打ち立てていただいているような状況でございます。開幕から2か月がたちましたけれども、万博が終わるのが10月13日ということで、4か月しかないわけでございますので、言ってしまうと、この万博が終われば各市町、各都道府県が一斉にインバウンドを狙い、がって行くようになるんじゃないかなというおそれもあるかなと考えています。

もし、開催中も並行していかなければならない中で、今考えているものであったりとか、既に始めていることなどがあればちょっと教えていただきたいんですけれども、観光部のほうで御答弁、よろしく願いいたします。

〔生川哲也観光部長登壇〕

○観光部長（生川哲也） 万博を契機とした観光誘客についてお答えいたしま

す。

大阪・関西万博は、国内外から多くの方がお越しになる大規模なイベントでありまして、その旅行需要が三重県を含む関西広域に及ぶことが期待されております。

そのため三重県では、この好機を捉えまして、交通事業者との連携や広域連携の枠組みなども生かしまして、将来の三重県訪問へのきっかけづくりや誘客の拡大に取り組んでおるところでございます。

まず、国内誘客につきましては、万博会場のある大阪市内から鉄道などでアクセスしやすい本県の地理的特性を生かしたプロモーションを進めておるところです。

具体的には、近鉄及びＪＲ西日本の御協力によるお得で便利な企画切符の販売でありますとか、万博と本県を合わせて周遊できる旅行商品の販売などに取り組んでおります。

次に、インバウンド誘客につきましては、三重県を含む関西圏の自治体などの官民連携によるＥＸＰＯ２０２５関西観光推進協議会におきまして、周遊の促進に取り組んでおります。

具体的には、これまでに関西を周遊する旅行商品の造成を目的とした商談会、それから海外でのセールス活動を行うとともに、万博の会場におきまして、関西パビリオンの三重県ブースに加えて、フェスティバル・ステーションというイベントスペースにおけるリアルな観光ＰＲなどにも取り組んでおります。

この観光ＰＲにおきましては、対応したスタッフからの声で、インバウンドのお客様の傾向として、東京から入ってゴールデンルートを経由して観光した上で、最後に万博に来て帰国というパターンが多かったという声もありましたし、伊勢神宮でありますとか忍者、海女といった観光コンテンツ、三重ならではの資源の紹介と併せまして、生の声としましては、早速来月には三重県に行きたくなった、パンフレットが欲しいといった声やレンタカーだけでなく鉄道でも三重県の観光地に行けることが分かったといった声もござ

いました。

今後は、万博会場に加えて関西国際空港におきましてもリアルな観光PRを実施するほか、海外のオンライン予約サイトで関西や大阪などを検索した来訪予定者に向けまして、三重県の広告を配信する取組も行うこととしております。

国内外から多くの方が来訪する大阪・関西万博を契機としまして、様々な関係者としっかり連携を図りながら、本県の誘客につなげてまいりたいと考えております。

〔1番 荊原広樹議員登壇〕

○1番（荊原広樹） ありがとうございます。

既に鉄道会社と協力しながら進めていただいている部分、そして関西国際空港、もう本当に外国人が来る関西の玄関口になりますので、そこでイベントをやっていただけるのは非常にありがたいなというふうに思っております。

ただ、私の感覚としてなんですけれども、やはり雇用経済部が今、中心になってやっていただいているこの万博の中で、雇用経済部からデータももらって、この後、考えていくみたいなことにならないように、できれば観光部の皆様、人員は限られていると思うんですけれども、できるだけ万博会場に行く機会というのを増やしていただいて、肌で感じてもらったインバウンド需要の取り方というのを得られるように、そういったところも検討いただけたらと思いますので、今後もぜひこの万博の成功、そして観光誘客の成功というふうにしないと、万博にも三重県、結構金を使っていると思いますので、その部分が無駄にならないようにぜひともよろしくお願いしたいと思います。

四つ目、校外学習等により会場へ訪問する学校への熱中症対策ということで、1月現在なんですけれども、各学校にアンケートをとった結果が来場予定、または検討中が小・中・高校を合わせて大体82校あるというふうに聞いております。私も会場に行かせてもらって、スポットクーラーとかは確かにあるんですけれども、はっきり言ってあんまり効果ないかなというようにと

ころを感じました。実際、並ばない万博と言いつつも、やはり並ぶところがあつたりすると、炎天下の太陽の下、並ばないといけないですし、また、自動販売機もあるんですけども、お金が使えないんですよ。もう電子マネーだけというような状況ですので、結構高齢の方も苦労していたりというのもあつたんですけども、子どもらは元気かもしれませんが、どうしても楽しみ過ぎて水分取るのを忘れてしまったりとか、私が行ったのは6月2日なんですけれども、その日も物すごい涼しかったはずなのにちょっと熱く感じるような日だったんですけど、本当にこれからさらに暑くなることも予想されますし、今の万博協会だけの熱中症対策ではちょっと不十分じゃないかなというふうに思っております。

これから82校が予定があるという中で、これはもう学校のほうでしっかりと対策をしていくのが必要なのではないかなというふうにも感じておるんですけども、そういったところの対策というのをどうなされるか、御答弁をよろしくお願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、大阪・関西万博に行く際の熱中症対策について答弁させていただきます。

熱中症事故を防ぐためには、それほど気温の高くない時期から適切な措置を講ずることが重要ということで、県教育委員会では、5月初旬に文部科学省からの周知内容を踏まえまして暑さ指数、WBGTに基づいて活動実施を判断することですとか、児童生徒等へ事故防止に関して適切に指導することなど、熱中症事故防止に係る留意点をまとめまして、チェックリストも添えまして県立高校及び市町教育委員会に周知しています。

また、学校管理下における危機管理マニュアルにおいて、各学校が自分たちの危機管理マニュアルに熱中症に係る対策を定めて、暑さ指数に基づいた対応を行うことなどを明示しています。

さらに、こうした内容を県立学校長会議ですとか市町等教育長会議等の場で伝えることによりまして、熱中症事故防止の徹底を図っています。

個々の行事等へどう対応するかについては、こうした基本を踏まえた上で、それぞれの学校が責任を持って実施するということになっています。念のため、各学校の取組状況を確認させていただいたところ、各学校が大阪・関西万博を訪問する際には、水筒の持参、事前の体調管理、飲み物の事前配付、それから暑さ対策スポットが記載された会場マップの配付など、様々な熱中症対策を学校独自で講じております。先ほど議員が言われたキャッシュレスの周知もしっかりされております。それから、万が一、体調が優れない児童生徒が確認された場合に備えまして、バス内で休憩ができる体制を整えていたり、それから引率教員団に養護教諭を加えるなど、安全に校外学習を実施できるよう万全を期している学校もございます。

これから大阪・関西万博への訪問を予定している学校においても、既に訪問した学校から注意すべき点や有効だった対策などを聞き取って参考にするなど、各学校の状況に応じた熱中症予防対策を講じることとしています。

引き続き、児童生徒の熱中症事故防止に向けまして、各学校で暑さ指数等に応じた対応が進むように注意喚起してまいります。

今日、せっかく議員から貴重な御助言もいただきましたので、近く県立学校長会議や市町等教育長会議も開催いたしますので、そのことも会場の場で伝えさせていただいて、熱中症事故防止に万全を期してまいりたいと考えています。

〔1 番 荊原広樹議員登壇〕

○1 番（荊原広樹） ありがとうございます。

早速、会議で伝えていただけるということで、せっかく楽しく行く中で何か熱中症とかで倒れてしまうと、いい思い出が悪い思い出に変わってしまってもいけないので、ぜひとも、命が大切なので絶対熱中症にならないように、本当に楽しくて楽しくて騒いでいる様子、すごい見かけたんですけども、それを忘れて熱中症になってもいけないと思うので、しっかり対策のほうはよろしくお願ひしたいと思いますので、お願ひしておきます。ありがとうございます。

残りの時間で四つ目の質問をさせていただきたいと思います。ウェルビーイングの取組についてというところを質問させていただきます。

ウェルビーイングってあまり聞くような言葉ではないんですけども、今現在、大体、大企業の方とかと話をすると、自分の会社の紹介をするときに、当社はこんなことをしています、こんなことをしていますの後ぐらいに、当社はウェルビーイングも積極的に推進していますというようなことを言うことが増えてきました。横文字なのでなかなか浸透していないようなところはあるんですけども、要は何かというと、これは心の健康とかというような表現をしたりされています。体の健康とかもそうなんですけれども、このウェルビーイングというのは、個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを意味する概念であると。これは厚生労働省の文章でございます。要するに、心身共に良好な状態でやりがいを持って業務に取り組める状態ということを目指すものなんですけれども、時代とともにどんどん働く人の心も変わってきているのかなというふうに感じまして、一昔前は何て言うんでしょう、早く出世したいとか多く給料をもらいたいとか、そういう思いを持っていた方もあるかもしれませんが、今やと、出世するといろいろ責任も持たされるし、給料もこれぐらいでいいわとか、様々感じる方も変わって多く出ていると思います。

また、自分を認められたいとか、そういう思いであったりとか、飲み会は嫌やとか、いろいろあると思うんですけども、そういったところも踏まえて働く方々に寄り添って心が十分良好な状態で仕事をしてもらおうというのが、非常にこれから先の、世界的にも求められるような時代になってきました。

三重県でも行われている企業もあろうかと思うんですけども、まずはこれは、行政として取組が非常に求められるのかなというふうに思っております。三重県庁しかり名張市役所もそうですけれども、もう昨今、若手職員の離職者というのが少し増加傾向にあるということもありますので、今後のウェルビーイングの考え方というのは非常に重要になってくると思います。今現在されているウェルビーイングの取組、三重県庁でございましたら答弁い

ただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

〔後田和也総務部長登壇〕

○総務部長（後田和也） 職員がやりがいを持って意欲的に働ける職場づくりというのは、非常に大事なことだというふうに思っておりまして、平成26年度から県庁の中では、職員一人ひとりがライフにおいてもワークにおいても充実感を持って自己実現をしながら、県民の皆さんに価値の高い成果を届けられるように、ライフ・ワーク・マネジメントと題しまして取組を推進してきたところでございます。

この結果、所属長と職員が定期的に対話する仕組みが定着するとともに、年次有給休暇の取得日数が増加したりだとか、あるいは長時間働く職員、時間外勤務を長時間する職員が減ったりだとかというところで、一定の成果が得られたというふうに考えております。

一方で、なかなか世の中、非常に行政課題が多様化しているというようなこともございますし、先ほど議員のほうから御指摘もございました人材確保もなかなか難しい時代になってきておるという中で、組織全体のパフォーマンスをより一層高めるために、職員一人ひとりがこれまで以上に高い意欲とやりがいを持って業務に取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

そこで、本年度からはこれまでの取組を基盤としながら、職員一人ひとりが自身の良好な状態、それから満たされた状態、こういうものを向上させる職場環境を整え、仕事のやりがいや職場の活気が一層高まるように、新たに三重県庁版のウェルビーイングの推進に取り組んでいくということにしております。

自身の理想の働き方を職場内で見える化する、相互理解や助け合いを推進することで、一人ひとりのウェルビーイング、ひいては県庁全体の組織力が向上することを目指しまして、三重県、見える化、ウェルビーイング、この三つを合わせまして、造語ではございますが、M i e るビーイングと題しまして取組を進めることといたしております。

この取組では、やりがいを持って生き生きと働ける職場環境づくり、業務改善・業務の効率化による仕事の進め方改革、職員の心身の充実の三つの柱に沿って、職員一人ひとりのウェルビーイングと組織全体のパフォーマンスの一層の向上に向けて、それぞれの職場でコミュニケーションを取りながら進めていくこととしております。

また、職場横断的な取組として、今の働く職員がどんなふうに課題を考えて、どういうふうにしていったらいいのかを考える場として、「明日の県庁」創造チーム、ジェンダーギャップ解消チームの二つを立ち上げることであります。

こうした取組によりまして、ウェルビーイングに配慮することで、職員の意欲や職場の活気を高めるとともに、県民の皆さんにこれまで以上によりよい成果を届けられるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

〔1 番 荊原広樹議員登壇〕

○1 番（荊原広樹） ありがとうございます。

M i e rビーイング、非常にセンスのあるネーミングかなというふうに思います。せっかくつくっていただいたんで、ぜひともこれを活用していただき、そして職員の皆様の満足度につながるというところ、しっかり満足して納得した上で、また心も健康に保たれた状態で仕事をしていくというのが、やはり長く続けていく秘訣になってくるのかなというふうに思っております。ぜひ三重県庁が主体となってこの流れが三重県全域に広がることを期待したいと思います。

4月の記事になるんですけれども、ハーバード大学の研究で22か国を対象に幸福度というのを調査したのがあったんですけれども、22か国中22位が日本やったんですね。その内容を聞いていると、やはり自由度が少ないであったりとか楽観主義感をあまり持っていないと。やっぱりどうしても真面目というところがあって、ちょっとこの辺の部分が低くなっているのかなというのもあったんですけれども、このハーバード大学の調査の結果では、幸福度1位の国は実はインドネシアだったんですね。

これから、一つ目の質問にもなりますけれども、インドネシアと結んでいく上で、この幸福度の部分も上げていく知識というか、コツというのもしっかり共有できたらお互いプラスになると思います。

最後になりますが、今、名張市において、5月27日、全員協議会で中学校給食の延期の問題が出たりとか、産婦人科の問題、本当にたくさんの課題が出ています。世古議員も言っておりましたが、答志島の問題であつたり、やはり県内どこに住んでいても同じようなサービスを受けられるというのが必要になってきます。県の財源だけでは難しい部分があると思いますので、ぜひとも国のほうにも訴えていきながら、県民全ての方が安心して暮らせる社会をつくっていただけるように今後も御協力、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（服部富男） 暫時休憩いたします。

午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開

議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。16番 山崎 博議員。

〔16番 山崎 博議員登壇・拍手〕

○16番（山崎 博） 皆さん、こんにちは。

自由民主党会派、四日市市選挙区選出の山崎博でございます。

早速ではありますが、議長のお許しをいただきましたので、発言通告書ど

おり質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。盛りだくさんなので、答弁は簡潔にお願いします。

昨年的一般質問の際に、還暦の誕生日に際し、一見知事からお祝いのメッセージをいただき誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

あれから9か月たちました。その際に、能登半島地震における視察を我が会派として行う中、防災士として現地にどう対応することが減災につながるかを一般質問にて伝えさせていただきました。三重県は、1月2日に一見知事の指示により、能登半島地震における現地物資の搬入及び人的支援を行う中、いち早く初動対応されたことに、当時、私は感銘を受けたと同時に、やはり国土交通省、海上保安庁を歴任された思いが早期対応の決断を下されたのだと思う次第です。感謝申し上げます。

また、三重県は能登半島地震支援活動の気づきと題し、現地で活動された気づき集を作成されましたが、非常に内容の濃い冊子となりました。昨年に質問させていただいた際、万が一、南海トラフ巨大地震が発生した場合に想定される災害状況はどうか、県として10年以上前のデータしかなく、これでは県民に正確な数値を伝えるにも、この10年以上前のデータではいかなものかと質問させていただきました。今年度、防災県土整備企業常任委員会の委員ですが、ここは昨年の流れにより質問させていただきますこととお許し願います。

2025年4月1日火曜日の中日新聞によると、南海トラフ地震死者数最大約29万8000人が全国の最大死者数と発表されました。三重県は約2万9000人です。これは小林正人議員が一見知事と前回の一般質問でやり取りをされておりしました。前回2012年は約4万3000人と発表され、その当時から1万4000人減少しています。また、津波は三重県志摩市志摩町越賀で最大26メートルと発表されました。志摩市選挙区選出の山本議員と中嶋議員にもお伺いさせていただきました。まさに時間もなく、あっという間に到達します。

まず、1番目の質問として、防災対策部長にお尋ねさせていただきます。南海トラフ巨大地震が発生した場合の最新データについてであります。県

として場所ごとのデータの把握などにより、詳細に数値化をしていくのか、さらに人的被害想定結果は冬の深夜、冬の夕時、夏の昼等、様々なケースにより相違すると考えますが、これらに関する最新のデータとして、県はこういった様々なケースを想定して数値化していくのか、また今後、県の新たな被害想定を作成と並行しながらだとは思いますが、能登半島地震における支援活動で得られた気づきに基づく具体的な対策をどう進めていくのかに関しお尋ねさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 南海トラフ地震被害想定を作成方法と能登半島地震で得られた気づきについて、どういったことをしていくのかについて御答弁いたします。

現在作成している新たな南海トラフ地震被害想定では、例えばですけれども、震度につきましては県内を50メートル四方に区切る、津波浸水は10メートル四方に細かく区切って予測し、沿岸津波高につきましては100か所以上の地点で予測するなど、市町単位ではなく、より細分化した地域で想定を作成したいと考えております。

また、予測精度を高めるために、前回の被害想定で使用した約1万2000か所のボーリング調査データに加えて、新たに約6000か所のデータを追加するほか、令和6年度末時点で入手可能な最新の地形データを用いまして、被害想定を作成したいと考えております。

さらに、季節や時間帯によって被害状況が異なる、議員がおっしゃるとおりでございます。国の被害想定や県が前回作成した被害想定と同様に、建物倒壊や津波による人的被害が大きい冬の深夜、火災による建物被害が大きいと思われる真冬の夕方、自宅以外で被災するため帰宅困難者が多い夏の昼といった異なる三つのケースを想定して推計したいと考えております。

南海トラフ地震対策を強化していくため、能登半島地震における支援活動の気づきを踏まえまして、南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針を作成いたしました。現在、取組方針に掲げる80項目の方向性につきまして、99

の取組として具体化し対策を進めているところでございます。

先月5月20日には、南海トラフ地震対策を強化し、迅速かつ的確に推進することを目的といたしまして、知事を本部長とする三重県南海トラフ地震対策強化推進本部を設置いたしました。

同日に開催した第1回推進本部会議では、具体化した99の取組全てにおいて既に着手していること、それらの進捗状況につきまして、また、今後の進め方についてなどを確認したところでございます。

今後も引き続きまして、推進本部会議で進捗状況を定期的にしっかりと確認しながら、総力を挙げて南海トラフ地震対策の強化に向けた取組を進めてまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございました。

南海トラフ地震死者数の最大が約29万8000人、災害関連死の試算はこれの中には含まれていませんが、阪神・淡路大震災では約900人、また東日本大震災では約3800人という多くの人がせっかく強い揺れや津波から助かりながら、その後、お亡くなりになり、災害関連死として認定されています。三重県も過疎化や高齢化が進む中、災害関連死による被害はさらに増える可能性があると考えますが、これらを踏まえ志摩市志摩町越賀での最大津波は26メートルと国は公表されていますが、この最大津波から逃げるにもどこにも避難する場所がないのであれば、事前にその場を離れ安全な場所に移動することが減災につながると考えます。必ず南海トラフ巨大地震の予兆が西日本の各地に起き、地震が発生していきます。私はその予兆があった際には、県民への注意喚起や命を守る対策として避難場所や避難所が適切に確保されていることなどが重要だと考えます。

そこで、1－2の質問として、最大津波に備えた防災・減災対策に関して、さらに三重県では、南海トラフ巨大地震の被害想定で約2万9000人の死者と予想されていますが、これらを事前に減少される対策を講じるすべとしての2点を防災対策部長にお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

〔田中誠徳防災対策部長登壇〕

○防災対策部長（田中誠徳） 津波の人的被害を減少させる取組について御答弁いたします。

いつ起きてもおかしくない南海トラフ地震に対しましては、日頃から想定し得る備えを行うことが大変重要でございます。

地震に伴う津波の発生に対しまして、県では津波の到達までに時間的猶予がない地域において、津波避難タワーの建設を促進しております。令和5年度には市町への県単独の補助制度を創設し、令和6年10月には3基、今年度は5基が完成予定となるなど、整備が進んでいるところでございます。

また、夜間であっても迅速かつ安全に避難ができるよう、市町が行う避難路や誘導灯の整備に対しても支援を行っております。

さらに、県民の皆様が迅速に避難していただけるよう、令和6年11月には、現在地付近の避難所の場所やその道順、地震発生などの情報を確認できるスマートフォン向け防災アプリ、みえ防災ナビの運用を開始したところで
。

こうした取組に加えまして、避難場所への避難方法の確認や様々な場面を想定した訓練の実施も重要と考えております。

令和6年12月に実施した総合防災訓練では、津波避難タワーへの避難訓練の際に、志摩市の住民の方に御協力いただきまして、防災アプリを使ってタワーへの道順を見ながら避難していただきました。住民の方からは、自宅以外の場所からでも最寄りの避難場所が確認でき、速やかに避難できたといった声をいただいたところです。

また、市町に対しましては、夜間を想定した訓練の実施を呼びかけており、実施に当たっての技術的助言が必要な場合には、県の防災技術指導員を派遣するなどの支援を行っております。

能登半島地震でも課題となりました災害関連死を防ぐためには、避難所が良好な環境で整っていることも重要であると考えております。

国からは、避難所の良好な環境の目安として、一人当たりの居住スペース

やトイレの必要数などスフィア基準に基づく対応を要請されており、県では今後、県内避難所の状況を調査し、実態を把握したいと考えております。

この調査では、市町が基準を満たすための課題も併せて聞き取ることであります。その課題解決のために、避難所の居住スペースの確保に関する専門家を派遣することや、必要な資機材に対しまして令和7年度に創設した総合補助金により支援を行うことなど、避難所の環境改善についても県と市町がしっかりと連携して取り組んでまいりたいと考えております。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

津波避難タワー等の設置、防災アプリの充実、訓練支援等、今、防災対策部長からお話をいただきました。ありがとうございます。

私自身は、近隣地域の津波災害に影響のない場所を空き家バンクなどと提携することで南海トラフ巨大地震の予兆があった際は、その場所へ早期避難をしまして命を守る対策を講じることが減災につながると考えます。県としてもそのような取組が市町であった際には、積極的に発信するなど必要な支援をお願いしたいと思います。

さて、次に考えられるのは、やはり災害関連死の原因として多いのがフレイル、体力の衰退・老化等の防止をすることが大切であると考えます。災害時には多くのストレスや慣れない生活で、一気にフレイルが進行します。やはり避難所運営による地域のコミュニティーと情報の共有により、現地での配慮が必要不可欠だと考えます。避難所生活も地域コミュニティーがしっかりしていれば、災害関連死は防ぐことができますと思います。命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる、これらのことを地域と行政がしっかり連携できるよう、今後もしっかり取り組んでいただきますことを切にお願い申し上げます。

次に、二つ目の質問の内容に移らせていただきます。災害時における避難所運営の拠点となる環境整備の取組として、県立高校施設における体育館等への空調設備に関してお尋ねいたします。

現状として、子どもたちの学習、生活の場である学校体育館は災害時には避難所としても活用されるため、避難所機能を強化し、災害に耐えるための向上を図ることが急務です。

また、文部科学省内に設置された学校施設の防災機能強化・実装に向けた検討委員会が学校施設の防災機能の強化を推進する中、石破内閣の重点施策である防災・減災及び国土強靱化を着実に推進するため、関係省庁と連携しながら学校体育館への空調整備を進めています。

しかし、全国の学校体育館等における空調設置率は約2割にとどまっており、既存の体育館に断熱性がない場合には、改修工事が必要です。電気代が高騰する中、空調設置時に断熱化改修工事を実施することで電気代削減効果が期待でき、生徒たちにとって快適な学びの場となることから、災害時における避難所として活用される体育館施設を三重県として早期に促進することが重要と考えています。

三重県における小・中学校の体育館等への空調整備状況を調べますと、令和6年9月1日現在、実績は6.1%とのことです。自治体によって整備状況に差が見られ、国の令和6年度補正予算額は792億円ある中、1回目の交付額は約104億円、30都道府県で505件であります。

また、2回目の申請額は約45億円、26都道府県で193件で、執行残額は何と約642億円に上ります。

その中に、今回新たに申請のあった都道府県に三重県が入っていたので少しは安心しましたが、まだまだ道半ばであると感じています。学校体育館等への空調設備早期実施に向けた支援として、この映写資料でございますけれども、（パネルを示す）これは小・中学校向けの支援になると思いますが、1番目に補助率は2分の1で負担を軽減し、2番目には補助単価が従来よりアップします。3番目に断熱性の確保は後年度実施が可能になり、4番目に地方負担額の100%に地方債の充当が可能になります。5番目に体育館空調の光熱費に交付税措置、令和7年度から体育館の空調設備のための光熱費について新たに普通交付税措置が講じられます。

ここで二つ目の質問でございますが、県として体育館等の空調整備を迅速に進めるため、現在の整備状況についてお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、県立学校体育館等の空調設備について答弁させていただきます。

近年の夏季の猛暑による気温上昇は著しく、熱中症による生徒の体調への影響が懸念されておりまして、県立学校の体育館等についても可能な限り早期に空調を整備することが必要と教育委員会としても考えています。

整備に当たりましては、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を財源として活用でき、また防災対策の推進にも寄与できることから、まずは避難所指定を受けている学校を優先して空調の整備を進めているところです。

空調整備の状況についてですが、まず特別支援学校、ここの体育館については、高等学校併設の学校を除いて既に全校空調を設置済みです。

次に、高等学校ですが、まず武道場、こちらのほうは令和5年度から本格的に取組を進めまして、令和6年度中に、もう全ての武道場への空調整備を完了いたしました。

次に、体育館ですが、令和6年度から整備に着手しまして、今年度は工事を3件、来年度工事のための設計を5件予定しています。今、緒に就いたばかりというところです。

体育館の空調設置につきましては、武道場に比べて規模が大きいことから、年間の施工数に限界のあるところが課題になっています。生徒の熱中症予防のために少しでも多くの学校にできるだけ早く設置したいと考えておりますので、私どももあらゆる方法を検討しているところです。

生徒の教育環境を整えるために、速やかに整備を進めてまいりたいと考えています。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございました。

特別支援学校にはもう完備され、そしてまた、武道場も完了、そして令和7年度から3件が着手され、さらに次に5件ということで、教育長、誠にありがとうございます。引き続き、整備を進めていただくとともに、小中学校を所管する各市町とも情報連絡の共有を図りながら推進していただきますことをお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

南海トラフ巨大地震に備えるためにも、県として防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策、令和3年度から令和7年度に基づき、海拔ゼロメートル地帯の河川・海岸・堤防や河口部の大型樋門等、緊急輸送道路に架かる橋梁の耐震補強等を含め、住宅及び建物の耐震化を進める中、能登半島地震でも災害復旧・復興において協力・支援していただき、県内建設業の役割はますます重要となってきます。

ここで令和7年度の県内における建設事務所別事業費の内容に関しお尋ねいたします。

(パネルを示す) 多くの建設会社がある四日市建設事務所の事業費が増額していただいておりますけれども、規模も大きい建設業がひしめく中、現状の公共事業費では四日市管内の多くの業者は、売上確保のために県内ではなく県外に受注工事を求めて営業展開しないと、建設業としてとても存在ができない状況となっております。

また、建設業における2024年問題対策の中で、若年入職者の減少や離職等による労働不足、また労務費、資材物価高騰の上昇などにより、厳しい環境となっています。

その中で、県は三重県建設産業活性化プラン2024において、生産性の向上としてASPの活用、遠隔臨場、ウェブカメラの活用、そしてICT技術の活用により18工種拡大工事等、建設DXを促進し、さらに三次元測量データなど、ますますASPや遠隔臨場を推進されており、建設業者は設備投資が本当に急務とされ費用がかさんでおります。

しかしながら、四日市管内の建設業では、遠隔操作の重機設備投資ができる企業に本当に限りがありまして、私、いろいろ訪問するんですけど、その

ような遠隔操作の重機が置いてある企業は本当に北勢では見たことがない状況であります。

ここで三つ目の質問としまして、今後、有事における災害時に備える四日市管内の建設業のためにも、全体の建設の事業概要の予算の考え方についてまずお聞かせを願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、各建設事務所への配分など公共事業予算全体の考え方についてお答えいたします。

切迫する南海トラフ地震や気候変動により頻発する水災害に対して、県民の安全・安心を守るためには、公共事業予算の確保は非常に重要であります。また、公共事業を実施していただき、災害時の応急対応をしていただく地域の守り手である建設業界に対して、持続可能で安定した環境を整備すること、これも必要不可欠であります。

公共事業予算の各事務所への配分についてであります。幹線道路の整備など、大規模事業の実施状況によって大きく影響されてくるところであります。

四日市建設事務所でありますけれども、平成30年度頃までは、四日市インターチェンジのアクセス道路となる一般国道477号四日市湯の山道路、これの道路改良事業によりまして、県内の建設事務所の中で一番多い事業費を確保しておりました。

ただ、この同事業が完成しまして予算額は減少してきていました。

ただ、近年は再び増加傾向にありまして、令和7年度も三滝新川大規模特定河川事業、あるいは一般国道365号小牧拡幅道路改良事業などにより、引き続き取り組むとともに、三滝川の砂防事業、高松地区の海岸高潮対策事業を新たに着手することによりまして、令和7年度当初予算については先ほどのフリップでお示しされたとおりでありますけれども、四日市建設事務所は対前年度比で約1.2倍、3年前と比べると約1.6倍ということで増額した予算を確保しております。

このように、各建設事務所の予算配分というのは、各地域の経済への波及効果、あるいは国土強靱化の進捗状況を踏まえて、大規模事業の実施状況、これに影響されるということになっております。

公共事業の予算については、国土強靱化対策などを着実に実施していくために、昨今の労務単価及び資材価格の高騰を踏まえた県全体の予算額、これをまず十分確保していく。そうすれば、各建設事務所の必要な事業にしっかりと配分が可能になるというふうに考えております。

よって、県土整備部においては、国の直轄事業や国からの補助事業について積極的に予算要望を行っているところでありまして、令和7年度の公共事業予算については、県全体として前年度を上回る899億円の予算を確保したところでございます。

国においては、先週、国土強靱化実施中期計画が閣議決定されたところでありまして、県においても計画に基づき新たな5か年の目標を設定するとともに、引き続きあらゆる機会を通じて必要かつ十分な予算の確保に努めてまいります。

県民の安全・安心を守り、利便性を向上させるための公共事業をしっかりと進めることが、ひいては、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける環境整備にもつながると考えておりますので、今後もしっかり取組を進めてまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） 部長、ありがとうございました。

本当に予算を確保する、その思いをしっかりとお聞かせいただきました。四日市も約1.6倍と本当に増やしていただいてありがとうございます。三滝新川も本当にきれいになって、本当によく姿が現れてきまして、最初はジャングルのような、伐採をすることで何をされるのかなというような状況から始まっていましたけど、今はもう形があらわになってきれいな整備ができるんだと、そういうイメージが湧いております。本当にありがとうございます。今後も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

1点目、2点目、3点目の質問は防災士として質問をさせていただきました。次は、中小企業・小規模事業者の経営者の立場として質問をさせていただきます。

さて、アメリカ合衆国、トランプ関税が世界を大きく揺るがしている中、日本経済への影響は悪化するおそれがあります。一連の関税措置は、単に日本の輸出を下押しするだけではなく、短期・中長期の目線で経済・金融市場に多面的な影響を及ぼすことになります。これは日本のみならず、世界貿易・経済体制の再構築を企図としたもので、日本国内の市場と世界の図式の大変革により、アメリカは世界最大のGDPをさらに巨大化しようとトランプ関税により世界市場変革政策を打ち出しております。

そこで県として第1回三重県米国関税対策会議が令和7年4月10日木曜日に開催されました。三重県の産業構造は、自動車関連などの製造業が総生産額に占める割合が4割を超える規模であり、アメリカのトランプ大統領により相互関税の適用の一部廃止が発表される中、一見知事からは瞬発力を持って対応すると伝えられ、先手先手で対応するのはなかなか難しい、アメリカがどのような政策を取ってくるのかが分からないので、今後、県内の事業者に対し聞き取りを行っていくと述べられましたが、四つ目の質問として、現在中小企業・小規模企業から何か相談などが県にあるか、さらに国の関税対策に関連して県はどのような対応を取っていくのか、お尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうから県内中小企業・小規模企業における米国関税の影響、それと県の取組について御質問いただきました。

本県におきましては、議員からも御紹介いただきましたように、県内総生産の約4割を製造業が占めるという産業構造でありまして、今回の米国による関税措置の影響を受けやすい状況にあるというふうに考えておりますことから、速やかに有効な対策を講じていくことが必要でございます。

こうしたことから御紹介もありましたが、県では、知事をトップとする対

策本部を4月に立ち上げ、産業や雇用を守り抜くための対策について迅速に対応する体制を整えるとともに、県内中小企業・小規模企業等からの相談に対応するための窓口を設置いたしました。

また、関税に関する事業者の不安や影響をいち早く把握するため、製造業を中心とする企業約300社、それと商工団体等に対しまして聞き取り調査を継続的に実施しているところでございます。

現在の状況でございますが、県の窓口への相談は米国関税の内容に関するもの1件のみでございます。そしてまた、5月に実施した事業者への聞き取り調査におきましても、多くの事業者におきまして現在のところ影響は出ていないということでございます。

一方で、調査した事業者の17%におきましては、何らかの影響が生じているという状況が明らかとなりまして、例えば、取引先からの発注量が落ちている、1割減ったというような声もありました。それと、資金繰りが厳しくなっているなどの声を聞いているところでございます。

こうした状況を受けまして、先日の議案聴取会や議案質疑でも御説明いたしましたが、県中小企業融資制度に新たな融資枠を設ける補正予算を今定例会で提出いたしまして審議をお願いしているところでございます。

米国の関税に関しては、さらに鉄鋼やアルミニウムへの関税が50%に引き上げられたほか、中国によるレアアースの輸出に関しても問題が出ております。依然として先行きが不透明な状況が続いているというふうに認識しております。

今後も国の交渉の行方でありましか政策を注視するとともに、県内中小企業等への影響を継続的にしっかりと聞き取りながら、時機を逸することなく必要な対策を講じていきたいと考えております。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

米国関連は1件だけということで、本当にそれはほんとしたんですけれども、でもやっぱり17%も影響があるということで、これからの対策、支援を

引き続きよろしく願いいたします。

今後、県内企業とか消費者動向は、トランプ関税措置によって設備投資のマイナスや2024年の新N I S Aの開始以降、株安と円高のダブルパンチとなっている家計も少なくなく、個人消費への影響が懸念されます。さらに県内企業は金融政策の影響として、ゼロゼロ融資の返済における変動金利の上昇、それから元金の返済、これもまたダブルパンチで県内の金融政策支援が必要となり、また自動車産業、製造業従事者の雇用の保護や支援も必要となります。ますます県内事業の環境に変化した産業政策の推進を加速しなければなりません。

そこで県内の事業に対し、トランプ関税が世界経済悪化懸念に伴う円高・資源安の裏返しとなる中、これまでの経済対策の中心だったコストプッシュ型の物価高は多少和らいでくると想定されますが、日本としてもトランプ関税の相互関税措置に対抗措置を打ち出した場合、日本側の資材調達が高コストとなり、特に産業機械やL N G（液化天然ガス）、農産物、医薬品、医療機器等、輸入額が上昇いたします。トランプ関税により県として対アメリカ輸出の見直しを前提とした場合の次なる輸出先を県は検討することが求められます。

そこで4-2としましての質問に入りますが、一見知事がお伝えされた県内事業者への聞き取り調査が重要となってきます。1件しかないということでしたが、日本は近年、脱中国化を進める一方、アメリカの相互関税措置により、日本とアメリカの経済的な関係に大きな変化が生じてしまいます。そうなれば、対米輸出依存度の低下により県は次なる対策を講じなければなりません。県は今後、アメリカに代わる輸出先をどう捉え、今後、県内企業がアメリカに代わる地域とのサプライチェーンの構築を図っていく際に、県としてどのような支援をするのかお尋ねいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、御質問のありましたアメリカに代わる地域とのサプライチェーン構築に係る県の考え方につきまして御答弁を申

し上げます。

米国による関税措置の影響について、県内事業者へ聞き取り調査をしていると先ほど言いましたが、その中で一部の事業者からは、ニーズが高くなる地域への販路拡大でありますとか、新たな海外市場の開拓が必要といったような声もございました。

県としましては、関税措置に伴う事業者の海外展開の影響を把握するとともに、事業者への情報提供や相談対応を行い、それぞれの海外展開ニーズに応じた支援を行う必要があるというふうに考えております。

一方、人口減少等により国内市場の縮小が懸念される中で、県内事業者におきましては、米国の関税措置の以前から、成長著しいASEAN地域などの海外市場への期待が高まっていたところでございます。

県では、ASEAN地域での海外展開に取り組む事業者へ伴走支援を行うため、三重県アセアンビジネスサポートオフィス、MISAを設置するとともに、海外ビジネス展開支援補助金によりまして、事業者による海外への販路拡大を後押ししていたところでございます。

輸出に対するサプライチェーン構築への支援につきましては、先行きが不透明な状況にある中で、まずは事業者のニーズが高いASEAN地域を中心に事業者の海外展開を後押ししていくということとしておりますが、今後の動向によって、事業者の海外展開ニーズが多様化してきた場合には、ジェトロ等の関係機関と連携し、事業者の声に寄り添いながらニーズに応じた海外展開の後押しを進めてまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

一番最後のニーズに応じた海外展開、これはぜひともお願いいたします。

令和7年4月以降、中小企業・小規模企業の後押しとしては、県は県外専門人材確保支援補助金の募集、さらに自動車関連企業をはじめとするものづくり中小企業がカーボンニュートラル、EV化等に向けた様々な技術課題に向けた、成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金やデジタル技術な

ど最新の技術を活用した医療・介護現場における試作品等の実証に対し支援を行い、ヘルステック関連製品等の開発促進に関する支援をするヘルステック実証支援事業補助金の募集など支援事業の公募が一举に開始されました。

4月に中小企業・小規模企業がスタートダッシュを成功させるために、県として最高の応援対策を講じていただき、改めて感謝申し上げる次第です。

そこで五つ目の質問になりますが、このような支援策を講じ本当に感謝申し上げますが、県内の中小企業・小規模企業がどのような姿になることを想定し、支援事業を実施しているのかお尋ねいたします。お願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） それでは、中小企業・小規模企業がどのような姿になることを目指して県が支援を行っているのかということにつきましてお答えを申し上げます。

中小企業・小規模企業は、県内企業の99.8%を占め、地域の雇用や経済、社会を支える重要な存在でございます。県としましては、多くの中小企業等がその機動性や地域性を発揮しながら新たな価値を創出し、さらなる事業の展開に果敢に取り組んでいくということを期待しているというところがその目指す姿というふうに考えております。

このため、県では、中小企業等が持続的に発展できますよう、経営向上に向けた事業計画の策定や県中小企業融資制度による資金繰りへの支援に取り組んでまいりました。

また、中小企業等の成長の後押しとして、例えば、県外の専門人材とのマッチングを図る補助事業を実施し、専門的な知識や経験を持つ人材の確保につなげたりしております。

さらに、県内ものづくり企業の様々な技術的課題を解決するために、工業研究所と企業が共同で研究を行ったりして、その成果がIoTデバイスとかクラフトビールなどの製品化にもつながったということを聞いております。

こうした中で、県内中小企業等が時機を逸することなく、県の支援制度を有効に活用できるようにするには、支援制度の情報が適切なタイミングで容

易にアクセスできる仕組みが必要と考えます。

このため、今年度は県のホームページにおいて新たに補助事業の一覧等を分かりやすく掲載するなど、必要な情報をこれまで以上に迅速かつ的確に提供することで、支援事業を求める事業者にしっかりと届けられるよう取り組んでまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

やはり県内の中小企業・小規模企業の支援策としていろいろな取組の中で、部長の答弁どおりしていただければ、きっと中小企業・小規模企業が盛り上がっていきますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本当に世界情勢はトランプ関税によってますます変化しており、この変化に対応するためにも、スピード・アンド・チェンジで挑戦しなければ、企業はたくましく成長し生き残ることができません。大変厳しい局面を打開していくためにも、今後、県としてしっかりとまたさらに力を貸してください。

それから、中小企業庁から令和7年3月17日に中小企業成長加速化補助金の公募が発表されました。この内容は100億宣言であります。この100億という内容でございますけれども、（パネルを示す）この映写資料でございます我が国及び地域の経済を支える中小企業の加速的な成長に向けた機運醸成を図り、飛躍的な成長を遂げるために、経営者の野心的な目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものであるという内容が発表されました。宣言できる企業は、原則として売上高が10億円から100億円未満の中小企業ですが、この100億宣言に込めた思いを端的にお伝えしますと、約30年以上の間バブル期・リーマンショックの世界金融危機、度重なる自然災害、そしてまた、コロナ禍というパンデミックの幾多の局面を乗り越えてきた中、GDPは約600兆円、アメリカはこの4倍でございます。また、設備投資は約100兆円を超え、賃金も33年ぶりに上昇しました。デフレに回らない戦略として、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかいよいよ正念場であります。

そこで中小企業・小規模企業は全体雇用の7割を占める中で、この100億宣言は大規模な取引先と対等なパートナーとなれる強み、さらには100億円になる企業は今までとは違う別次元の事業環境となり、世の中に影響を与え貢献できる企業へと実感できると。

これは私の実体験でございますが、サラリーマン時代、保険会社の営業所長をしていたが、突然うちのおやじの会社へ戻ってこいということで、30歳のときに途中で事業を継承するために急に地元四日市に戻ってきました。そのとき建設業はバブル崩壊という時期でした。やはり売上げが減って何と1億円の不渡りももらい、1億円の不渡りをもらいますと、借入資金も倍の2億円借りないと、この1億円の不渡りというのは解消できない、そういうことが現実的に起きてきます。そんな私は不渡りをいただきながらも本当に苦しい、本当にその資金調達をするのも困難なときを乗り越えて、債務超過だったのかもしれませんが、金融機関に助けていただいてそれを乗り越えました。そして、いろんな形でM&Aをしたり、それから株主資本のエンジェルとなったりとか、そんなこともできる企業体質として何とかとどまり、成長させていただくことができました。そんな経験をさせていただきながら、中小企業・小規模企業の方が困っている、その思いをやはり一番伝えられるのは本当に経営を経験したからじゃないかと思っております。

日本が大きく変わる中、農耕改革、産業革命、新たな生成AI時代を生き抜くためにも、県内中小企業が100億宣言を目指すことで、経営者、社員の皆さんが一丸となり会社を盛り上げ、新たな時代に向けた設備投資と賃上げを通じ、さらなる成長へのきっかけとなります。この挑戦こそがたくましい中小企業に生まれ変わり、将来の夢や希望に変わります。

ただし私の経験上、成長とスピードに組織が回らないと、これはやっぱり実現していかないということがあります。

今、トランプ関税など新しい問題が発生しましたが、県内の中小企業全体の稼ぐ力を底上げするためにも、地域にインパクトのある成長企業を創出することが重要です。

そこで5－2の質問に入りますが、県として例えば中小企業庁の100億宣言に倣い、30億宣言、50億宣言、そして100億宣言と宣言した企業の取組を見る化し、金・銀・銅、中小企業売上増強宣言支援と題し、三重県産業支援センター、三重県信用保証協会、金融機関、商工会議所等と一体になってさらなる成長を目指す企業を支援することで、またさらなる成長を目指す企業を増やすことで、県全体の経済成長を加速化させる必要があると考えますが、県の対応をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

〔松下功一雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（松下功一） 議員のほうからはさらなる成長を目指す企業の支援、具体的には100億宣言という言葉がありました。そういったことに対しての県の考え方についてお答えを申し上げます。

議員から御紹介がございました100億宣言でございますが、中小企業庁が売上高100億円という高い目標を持って挑戦する企業・経営者を応援するプロジェクトというふうに承知しております。

県としても、地域経済が成長していくためには、様々な産業を育成するとともに、前向きな取組にチャレンジする企業を支援していくということが重要であるというふうに考えております。

県はこれまでも、前向きな取組を行う企業を結びつける事業を進めておりまして、例えばスタートアップとのマッチングでありますとか、コーディネーターによる支援を通じて新たな価値の創出や課題解決を図っているところでございます。

また、次世代自動車やヘルスケア産業など成長が期待される分野への進出を目指す企業に対しまして、新技術の開発や試作への補助、設備投資に対する支援を行ってまいりました。

それと、さらに金融面でも取組を進めております。県中小企業融資制度における設備投資促進資金により、さらなる成長に向けた設備投資への支援や、小規模企業を対象としましたががんばる小規模企業応援資金を新たに設けまして、生産性向上等の前向きな取組を後押ししているところでございます。

こうした取組は、県全体の企業活動のさらなる活性化や地域経済の底上げにつながっていくものと考えます。

今後とも、より多くの事業者が前向きな取組にチャレンジできますよう、金融機関や商工団体等の関係機関と連携を密にしながら、オール三重で支援していきたいと考えております。こうした取組をスローガンの何億円ということで、勉強がちょっとまだまだ足りていませんので、そういった辺りは、またこれから研究していきたいと考えております。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

金融、設備支援に対するその補助金も全ていつも対応していただいとる、それはもう本当にありがたいです。何に困るかと言ったときに、前も言いましたが、申請するときに、それが県のほうでうまく流れるようにしていただきたいという、そしてまた、本当に求められる企業にその支援金が隔々に行き渡る、そのようなことができれば、きっと中小企業・小規模企業は頑張ると思いますので、どうぞよろしくお願いします。

中小企業・小規模企業のお金の話でございますけれども、明日の資金繰りというものに対しては本当に苦しんで、明日の何十万、何百万、何千万、そして何億、これが手元にあつたらと思いながら苦しんでいる企業もたくさんあります。やっぱり思うんですね。投資してくれるエンジェルがおつたらええなあとか。いやいやいや、そんななかなかないんですけれども。

でも、そこは大きな企業がマッチングとか産業支援センターのいろんな御協力によって、企業と中小企業、そして小規模企業がマッチングすることで助けていただきながらも、本当に明日が見えない企業でもいよいよその人材が吸収されることによって新たに生まれ変わることで、全てのことがウィン・ウィンにいく、そういうこともありますので、ぜひともそのようなことも御協力を賜りたいと思います。

本当に小規模企業である皆さん、そして中小企業である皆さんが、やっぱりこの県内で経済を引っ張っていき、牽引していく。県内の中小企業・小規

模企業の割合は98%以上でございますので、またこの件に関しては部長にも助けていただきながらしっかりと頑張ってまいります。

最後の質問に移ります。部活動の地域連携や地域移行、そしてさらに地域スポーツ・文化芸術環境の整備について伺います。

(パネルを示す) 映写資料によりますと、2023年から2033年の10年間で約20%、すなわち60万人以上の生徒が減少するという厳しい現実が待ち受けています。学校数や生徒数の減少に伴い、中学校の部活動は維持が困難な状況に直面しています。

さらに、教職員の退職者数が増加し、教員採用選考試験の受験者数が減少している中で、月45時間を超える時間外在校等の負担が教育現場に重くのしかかっています。

特に中学校では、学校運営や部活動が大きな負担となっており、教職員の働き方改革に資するものとして、生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保を目的に部活動の地域移行が進められていますが、その道のりは決して平坦ではありません。現場の厳しい状況を聞くと、保護者負担の軽減や指導者、実施場所の確保といった課題が依然として残っており、移行はまだ道半ばであると認識しております。

部活動の地域移行に関しては、これまでも地域移行の必要性や実施に伴う問題については本会議等で議論されてきましたが、これらの課題に加え、地域移行後の問題についても十分に議論を重ねていくことが重要だと考えています。

教員を目指す理由には、子どもが好きだから、教科の勉強が好きだからという理由に加え、部活動の指導がしたいからという動機も存在します。四日市市では、令和8年度の中学生の夏の大会終了後に、土日の部活動が廃止されるということが予定されております。

学校における部活動は、生徒がスポーツや文化芸術に参加することで自主性や責任感、連帯感を育む重要な場であり、教師と生徒の良好な関係を築く意義もあります。

しかしながら、部活動を重視する教員にとって、地域移行が進むことで教職の魅力が低下する可能性もあり、それが教員のなり手不足を加速させたり、現職の教員のやりがいに悪影響を及ぼす懸念もあります。

これらを踏まえ、六つ目の質問として、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革を進めるに当たり、現状の課題をどう認識し、地域移行が進んだ際の教員の魅力低下等の問題も含めてどのような取組を進めるのかお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

〔福永和伸教育長登壇〕

○教育長（福永和伸） それでは、部活動の地域移行について答弁させていただきます。

地域移行を進めるに当たりましては、指導者や受入団体の確保、移行費用を支える財源の確保といった様々な課題がございます。

指導者と受入団体の確保につきましては、指導を希望する者と受入団体をマッチングさせる人材バンクを設置いたしておりますし、また地域クラブや関係団体への協力依頼などを進めています。

費用面の課題につきましては、国の実証事業、県単補助金による市町への支援を行うとともに、国に対して経済的に困窮する世帯をはじめ、保護者負担の軽減などを要望しております。

このほか、活動場所や移動手段の確保などの課題に対しましても、有識者や関係団体等で構成する県の協議会で議論しまして、市町や関係団体と連携して取組を進めておりまして、今、運動部は令和6年12月時点で全体の約35%、文化部は令和6年度末時点で全体の約16%が地域連携、または地域移行に取り組んでいるという状況です。

御質問のありました部活動に意欲を持つ教員についての件ですけれども、日本スポーツ協会の調べによりますと、休日の運動部活動が地域に移行された場合でも、約26%の教員が引き続き自分が指導することを希望しております。ですので、地域移行後も教員が地域クラブ等で指導できるように体制を整備することは、指導者不足の解消に資するだけでなく、部活動を指導した

い教員にとってのやりがいの確保につながると考えられます。

そのため、県教育委員会から各市町に対しまして、休日の指導を希望する教員が地域クラブ等に携わることができるよう、兼職兼業の許可に当たっての基準をモデルとして示しています。

具体的には条件がございまして、学校業務に支障がないこと、教員の自発的な意思によること、学校業務での時間外在校等時間と地域クラブ活動の従事時間の合計が一月100時間未満、複数月平均80時間以内の範囲内であること、そして教員の心身の健康が確保されること、適切な保険に加入すること等を許可の基準としています。

現在、県内18市町で兼職兼業の制度が整備されておりまして、81人が地域クラブ等で指導に当たっていて、今後、制度のさらなる拡大を進めてまいります。

今後も引き続き、生徒と教員がよりよい環境で地域クラブ活動等への携わり方を主体的に選択できるよう、国の動向を注視しつつ、市町と連携しながら実態に応じた取組を進めてまいります。

〔16番 山崎 博議員登壇〕

○16番（山崎 博） ありがとうございます。

先般、この議場で3月31日、内部中学校の吹奏楽部の皆さんが演奏されました。まだ記憶に新しいと思います。昔の中学校区で言ったら私の母校でもあります。その母校のリーダーの方から手紙も頂きました。本当に後輩たちの思いを感じると、土日の部活動が廃止になるのはとても悲しいと。顧問の先生も一生懸命、校長先生も一生懸命やっていたのだのに何とかならないのかなという思いをつづられた手紙を頂きました。本当にこれからやっぱり私たちがその環境をしっかりと整備し、今後も見守って応援することをお願いしまして、質問を終結させていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

休

憩

○副議長（森野真治） 暫時休憩いたします。

午後 2 時10分休憩

午後 2 時20分開議

開

議

○副議長（森野真治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

○副議長（森野真治） 県政に対する質問を継続いたします。13番 中瀬古初美議員。

〔13番 中瀬古初美議員登壇・拍手〕

○13番（中瀬古初美） 新政みえの松阪市選挙区選出の中瀬古初美でございます。

今日、最後の質問になりました。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

今日も三重県指定伝統工芸品、松阪木綿を着て登壇させていただいております。先ほど荊原議員がちょうど大阪・関西万博のところで松阪木綿を出していただいております。何か柄が似ているなというふうに思いながら見せていただいていたんですけども、実はこの松阪木綿は、江戸が開かれた頃、その昔ですけれども、海外にこの藍染めの藍色というのがまさしく日本を代表するジャパンプルーだということで、そのようにして訪れる外国人の方をとても魅了したというふうにも聞き及んでおります。現在もこの松阪木綿の着物を着てまち歩きをされる外国人の方をお見かけすることが多々あります。そういうような松阪木綿なんですけど、この松阪の藍と、それから心のハートの愛とを掛けて、そしてその誇りを持って今回も臨みたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、今回は3点について質問をさせていただきます。

まずは1点目なのですが、全ての子どもの明日を支える力！―三重県児童相談所の人財育成について―です。

この質問に至る経緯を少し説明させていただきます。まず、昨年、令和6年7月に熊本市で開催されました赤ちゃんポスト・内密出産シンポジウムに出席させていただきました。そこでは、フランス、ドイツ、韓国などの先進的なそれぞれの取組なども聞かせていただきました。

また、12月には三重県主催の妊娠SOSみえの現状と課題、トークセッション、「0日目の虐待死を防ぐフランスの取り組みについて」、杉本熊野議員、それから小島智子前議員、私の3名で参加させていただきました。こちらでいろんな取組を聞かせていただき、そしてやっぱりフランスでは子ども、若者に対して社会全体で支えるというような非常に先進的な取組だということのを改めて聞かせていただき、そしてそのときのお一人の講師である、また、三重県主催のときはその講師の方だけだったんですけども、講師がフランス子ども家庭福祉研究者である安發明子さんでした。そこでこの方と直接つながることができまして、そしてそこから海外政務活動においてフランスの現場での取組をしっかりと聞かせていただいて、視察調査をしようということになりました。

その中で新政みえの、舟橋裕幸議員、田中智也議員、芳野正英議員、世古明議員、そして私の5名で、フランスの一人ひとりに届ける福祉、国が専門職、ソーシャルワーカーですが、を通して福祉を実現できている視察調査というのを行いました。ここに本来は杉本議員や、それから小島智子前議員と一緒に行く予定だったんですけども、残念ながら一緒に行くことができませんでしたので、今回、少しそのお話なんかもさせていただきたいというふうに思います。

先ほど出てきました安發明子さん、講師の方で、今回フランスでお世話になったんですけども、少しプロフィールを紹介させていただきますと、日本で生活保護のワーカーとして働いていらっしゃったんですね。その後、フランスに渡られました。社会学、福祉等をフランスで学ばれ、そしてその後、

日本でも、三重県でもとてもお世話になっている研究者の方でいらっしゃる。

現地パリを訪れたんですけれども、この安發明子さんがアテンドしてくださって、児童・若者支援制度、そして包括的な支援制度などについて、2日間みっちり学ばせていただきました。少し長くなりますけれども、その内容についてちょっと説明させてください。写真、ちょっとパネルが多いです。お願いいたします。

まず、こちらからです。（パネルを示す）これは現地のソーシャルワーカーなんです、こちらのこの男性の方ですね。この方と、それからこの右側に座っていらっしゃるのが安發明子さんです。この方と聞き取りをしながら意見交換を行っている場です。

次に、（パネルを示す）こちらがロジェ・プレヴォー公立医療機関という公立の医療機関の一部で、親子の関係性に焦点を当てた児童精神医療を提供する部分通所型の治療センターとか、育児支援や、それから親子関係の精神的ケアなどを目的としているところです。児童精神科サービス、親子ユニット、部分通所型治療センターなどがあります。

（パネルを示す）その中で、こんなふうにして聞かせていただきながら、意見交換をしている場なんですけれども、この方が安發さんですね、ここには4名の女性の方々がいらっしゃるんですけれども、この方々は全て小児精神科医、小児科の先生方です。意見交換させていただきました。

（パネルを示す）この方々ですね。部屋の中には子どもたちが明るく楽しめるような感じの、こういうふうには明るいものとか絵が貼ってあったり、それからこんなふうにして手作りのものが置いてあったり、明るい雰囲気がある感じでした。

次です。（パネルを示す）こちら、ミッション・ローカル・ド・パリです。これはフランス全土で450か所以上に存在する地域密着型の公共の若者支援機関の一つです。ここは、特に就職や社会参加が困難な若者、特に16歳から25歳の若者を対象に支援を提供するような施設です。就職、それから職業訓

練、教育住居、生活、健康など多方面から若者の社会自立を支援することが目的であります。

（パネルを示す）その中がこちらなんです、スライドを見せていただきながら話を伺っているような状況です。壁にはそこを利用している子ども、若者がつくったものであったり、そういうものも幾つか掲示されていました。

（パネルを示す）そこで撮った1枚です。

（パネルを示す）これですが、こちらはQ Jと書いてあるんですけども、キュ・ジと読むそうですが、知事、これで読み方はよかったですか。うなずいていただいておりますので。パリ市が若者支援のために設立した施設です。パリ市内の複数の若者支援団体や自治体のサービスを一体的に提供しているところです。若者の拠点施設ということで、15歳から30歳までの若者を対象として、就職支援や健康相談、法的な助言、文化活動、それから食事のことなど多岐にわたるサービスを提供しているところでした。この施設は若者が気軽に立ち寄り、そして必要な支援を受けられるというワンストップサービスの拠点として機能しているところでした。

このように2日間、ずっと安發明子さんにアテンドしていただきまして、意見交換をしながら、そしてまた、現地をしっかりと、施設も御案内いただき、現地の方々と意見交換をさせていただくという場の中で、本当にこの安發さんが何度も発言されていて私がすごく印象的だったのは、自分たちの仕事に対して誇りを本当に持っている、これは、もちろん皆さんどこでもそうだと思いますけれども、非常にそれを強く感じました。その中には、専門職とか専門性とか、それから支援の継続性、こういう言葉を何度も何度も使われて私の頭の中に本当に刷り込まれるぐらい、そんなふうに感じられるようなものでした。

フランスの社会福祉というのは社会全体で支え合う、そんな仕組みが制度としてちゃんと確立されているということ。それから個の問題ではなくて、家族全体を包括的に支援しているという家族システムの理論を非常に重視しているという点が特徴的だなというふうに感じました。子どもは生まれたす

ぐから一人の人間として、一人の社会の一員として扱われている、それをすごく感じました。

では、三重県に話を戻します。令和7年度の当初予算、大きく分けて「県民の命と尊厳を守る」では、困難を抱える子どもへの支援の項目で、令和5年5月に発生した児童の死亡事例、児童虐待相談件数の増加、児童福祉法改正を受けて、児童虐待対応の強化を図るために、子どもを虐待から守る条例の改正を行って、その改正の視点となっている虐待の未然防止、早期発見・対処ということを推進していくというふうに三重県ではしております。

そして、今回、このフランスで困難を抱える子ども・若者、そして家族を支えるという専門職、専門性、継続性というそのような視点から、児童相談所の人財育成について質問をさせていただきます。

児童相談所の現場というのは個々の事案が本当に重く、電話対応を含む相談件数も増加、それから児童相談所に過集中してしまっているという現実、日々対応が大変な状況ということを知っています。

また、キャリアの浅い3年未満のワーカー、職員が5割以上を占めると。そして、5年未満を含めると7割にもなるという、そのような現状。また、ベテラン職員の負担が大きいというふうにも聞いております。そんな中で、児童相談所の役割というのはますます高まっています。

そんな中で、増加している相談件数、それから1人当たりの業務時間が本当に大変だということを知っておりますけれども、厳しいその現在の三重県の児童相談所を取り巻く現状と課題、また、人財確保などについても聞かせていただければと思いますので、お願いいたします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、御質問いただきました児童相談所の現状と課題ということでお答えさせていただきます。

児童相談所では、育児に対する悩みや障がいに関する事など、子どもに関する様々な相談に対応しておりまして、その中でも児童虐待相談は、御紹介いただきましたけれども、近年、年間2000件を超える水準で推移しており

ます。

その背景には、児童虐待に対する社会的な関心の高まりにより、周囲の皆さんからの相談が増えていることなどが考えられるというふうに思っております。

また、児童虐待相談は、市町や警察等からの虐待通告から始まることが多く、支援対象となります子どもや保護者との関係を構築するのには、面接や家庭訪問など個々の家庭事情に応じた丁寧な対応が求められております。また、緊急一時保護など、子どもの生命や身体に直接影響する場面においては、夜間や休日などの対応も必要となっておりまいます。

このように、児童相談所におけます支援は、個々のそれぞれの状況に合わせて対応していく必要があることなど、内容が多岐にわたっておりまして、業務量の多さが課題となっております。

また、この令和7年6月からは、法改正によりまして、一時保護開始時の適正な手続の確保のため、司法審査制度が導入されました。今後、児童相談所が一時保護状を請求する際には、書面を作成しまして裁判所に提出することが求められるということになりましたため、こうした法改正に伴う新たな対応も必要となっておりまいます。

あわせて、おっしゃっていただきましたように、職員の人材育成についても課題があると考えておりまして、児童相談所の職員につきましては、令和4年に国が示した新たな児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づきまして人員を増やしてきたところでございますが、短期間で人員確保を進めてきたことから、先ほども御紹介いただきましたように、経験年数の浅い職員が多くなっておりまして、繰り返しになりますが、令和6年4月現在で勤務経験年数が5年未満の児童福祉司が全体の78%を占めているということになっておりまして、人材育成が喫緊の課題というふうに考えております。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） ありがとうございます。

聞かせていただいている、法改正があつてやっぱりそこにまた新たな業務

が加わってくるということになりますね。そのことを聞かせていただきながら、先ほども私も申し上げましたし、人員の確保ということで、キャリアの浅い職員が多いということなのですが、その方々をしっかりと育成していくということは、逆に言うと、それが強みに必ずなってくると思います。

ただ、そこから離職などのないようにとか、異動でいろんなそういうところで業務の負担が大きいと、やっぱりそれもメンタルの部分とかいろんなことで非常に業務時間も長く、先ほどもおっしゃいましたけれども、休日、夜間の対応などもありますので、そういうところはしっかりと考えていかないといけないなというふうに思いました。

そういう中で、業務の負担軽減というのが一つ大きなところだと思うんですね。一つ、東京都江戸川区の児童相談所が導入されたものがあるんですけども、これをちょっと紹介させてください。通話音声分析・モニタリングシステムというのを導入されました。これを紹介させていただくんですが、通話音声、いわゆる電話での対応などの通話音声ですね、その音声をリアルタイムにテキスト化することによって、通話者以外の人も即座に内容を共有できるようになっているそうです。このようなサービスを導入したことで、相談者によりの確な案内ができるようになったとともに、緊急対応が必要な事案には即座に組織的な対応へと移行することが可能になり、また、電話対応が終了したその後には、自動で通話内容の要約が作成されるそうです。書類作成などの従来時間を要していた業務の大幅な効率化が実現している、そういうようなことでした。これらの機能によって職員は相談者との対話に集中できる環境が整備され、それから業務の効率化と質の向上が図られて、またやっぱり職員のメンタルヘルスの向上、こういうところにもなるということから、こういうようなものを使いながら検討ができないかという導入の検討をちょっと提案したいというふうに思います。

それから、もう1点なのですが、岩手県では、児童虐待相談への対応とか、それから要保護児童対策地域協議会の運営に関わる職員の方々を対象にした市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルというのを県が作成し

ています。これは実務の手引きとして、虐待相談の受理から調査、安全確認までの手順が理解できるようになっていて、基本的な事項を中心にまとめられているそうです。ですので、キャリアの浅い職員にも本当に優しいマニュアルになっているというようなことで、ある意味、そういうものがあると、こんなふうにもおっしゃってみえました。本当に経験が浅い方でもこれをこのようにしてやっていったらいいという安心材料とか安心のバイブルにもなるんじゃないかというふうにも思ったんですが、そういうものは特に忙しくされているその先輩方、キャリアや経験のある方々に聞きたいと思っていて、もちろんきちんと御指導はしていただけると思うんですけども、そういうときにあればそれだというようなことにもなってくるんじゃないかというふうにも思います。

県はその市町の人財育成の支援というところも必要ですので、これらの導入とか、作成の検討ができないかということ、それから職員の業務負担軽減に向けて県としてどのように取り組んでいращやるのか、それを聞かせてください。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、児童相談所における業務負担軽減ということでお答えさせていただきます。

児童相談所の業務は、先ほども申し上げましたが、家庭訪問や市町等関係機関との会議など、面談や出張の機会が多いということがございますので、職員にＩＣＴ機能を備えたタブレット等を配備することで、出張先における記録の作成や職場との迅速な情報共有が行えるよう、工夫をしているところでございます。

また、こうしたタブレット等を使いまして、業務に必要な様式、それから手続の流れ等を随時確認できる、そういう業務支援システムを導入し、効率化も図っているところでございます。

それから、相談対応につきましては、こども家庭庁が運用しております全国共通の児童相談所虐待対応ダイヤル189、いちはやくというものですけれ

ども、これにつきまして児童相談所につながる相談のうち、夜間・休日に入った相談の窓口対応につきましては、現在、外部のほうに委託しているところでございます。

さらに、措置入所における家庭裁判所の承認でありますとか、先ほど申し上げました一時保護の司法審査等をはじめとする法的対応につきましては、今年度から法的対応指導員としまして弁護士を3名から6名に増員するとともに、新たに法的知識を要する事務を支援する法的対応事務支援員を配置することとしております。

引き続き、職員の業務負担軽減を図るため、現場の声を聴きながら業務改善を進めたいというふうに考えておりますので、先ほど御紹介いただきましたそういった通話音声の分析システムでありますとか、それからマニュアル、そういったものもまずは児童相談所の職員の現場の声を踏まえて、具体的にどう業務に適用していくか、どう便利に業務改善になるかということが一番大事なかなと思いますので、そういう他県の取組状況も踏まえながら、さらなるそういうD Xの活用も含めまして検討させていただきたいというふうに考えております。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） しっかりと考えていただいて取り組んでいただいていると。その上で、また業務負担をいかに軽減をしていくかということ。やっぱり現場の皆さんが主体ですので、その皆さんの声をしっかりと聴いていただきながら進めていただきたいと思いますし、検討していただけるということでしたので、ぜひ前向きに考えながらD X化ということについても進めていただければと思います。

でも、まずはやっぱり人ですので、その人ということで人財育成について、三重県も使われていますけど、人財の財はやっぱり財産の財です。材料という漢字ではなく、やっぱり人財は財産の財だと思って私も今回この人財を使わせていただきました。

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会報告書の提言の中にありますけれど

も、ケース担当者の業務サポート、それからチェック体制を確立すべくスーパーバイザーの配置、それからスーパーバイザー自体の育成体制が整っているか、提言の中にそのようなことがありました。また、キャリアの浅い職員など、先ほどもありましたけれども、改めて人材育成についてお伺いします。

〔竹内康雄子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（竹内康雄） それでは、児童相談所の人材育成ということでお答えをさせていただきます。

児童相談所の職員の専門性、それから組織対応力を高めるために、児童相談所職員を対象に実施しましたアンケート結果も踏まえまして、令和6年度に三重県児童相談所職員人材育成計画を策定いたしました。この計画で、経験年数や将来の育成方向を踏まえた体系的な人材育成の在り方などについて整理させていただいたところです。

具体的には、経験年数を踏まえ、1年目を新任期、2年から5年を研さん期、6年目以上を中堅期としまして、年数に応じた階層別研修を新たに加えました。経験年数とは別に、専門的なテーマ別研修や職員自らが有識者を招いて研修を企画するというような研修の機会を拡大するということも取り組もうとしております。

それから、御紹介いただきました児童福祉司スーパーバイザーでございますけれども、こちらにつきましては児童福祉司等に対して指導や教育を行う児童福祉司スーパーアドバイザーということで、令和7年4月現在で14名、児童相談所に配置しております。引き続き、こういった児童福祉司スーパーバイザーの資格取得に必要な研修の受講を進めまして、人材育成・確保を進めていきたいというふうに考えております。

それから、研修実施だけではなく、従来のOJTに加えて職員のスキルや知識を登録し、担当業務の範囲を超えて助言を行うサポート登録制度というものを導入しまして、職員の能力等を組織で活用し、組織全体で育成をサポートしていくというような取組もしているところでございます。

計画の推進に当たりましては、各児童相談所の若手から所長など様々な職

員で構成します児童相談所職員人材育成推進会議を設置しまして、現場の意見を反映したり、有識者を招いて助言をいただいたり、その場で行っていきたいというふうに考えております。

こうした人材育成計画に基づく取組に加えまして、今年度は児童相談所職員のOBを児童相談人材育成専門員としまして北勢児童相談所に配置いたしました。若手職員への助言や経験年数の浅い職員向けの研修の講師を務めていただくなど、豊富な知見を若手職員の育成に役立てるよう取り組んでおるところでございます。

今後も、人材育成計画に基づきながら、児童相談所における人材育成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） 現場の声をしっかり聴きながら進めていただきたいというふうに思います。

いろいろ聞かせていただきましたけれども、本当に令和5年5月に発生した虐待によって死亡された子どもさんのことを考えると、それからまた、今回のこの虐待死亡事例等検証委員会の報告書、何度読み返しても本当に心が痛く苦しくなります。二度とこのような痛ましいことが起きないように、現場での取組も一生懸命にさせていただいておりますし、それからよりそれを変えていこうというようなこともさせていただいております。本当にみんなが思うことは、二度とこのようなことが起きないように、それぞれでできること、それから役割や押しつけ合いとかではなく、誰かがやるだろうではなく、環境を整えていくことが大事だというふうに思います。

そんな中で、やっぱり専門性を持って、それから継続性、ここも異動、異動のよしあしもある、継続でやっていくことがいいこと、それからまた長過ぎてもよくないこと、いろんなことがあるんですけれども、それが一律ではなく、本当にいろんな事例に対応してその職員を配置していただいたりとか考えていただく、本当に専門性に誇りを持って仕事をしてもらえるように、メンタルの部分もしっかりと見ていただいて早くに感じていただきながら、

みんなが幸せになるようなところになってほしいなというふうに思います。

安發明子さんが、子どもは明日の市民なんですということを言われました。先ほども出ましたが、フランスでは、ウェルビーイングが土台だということで、もう専門性ということも何度もおっしゃいましたし、本当に誇りを持って仕事に当たっていただいているということを強く感じました。安發さんの著書で『フランスの子どもの育ちと家族』という本があるんですけども、その帯に「生きることが『自己責任』でない社会へのたたかい」、「人々が人生の舞台で、すばらしいパフォーマンスができるよう支えるのが、政治」とあります。私たち政治家は常にそれを頭に置いて活動することが大事、そして執行部の皆さんとともに歩み、議論して前に進めていくこと、皆さんが幸せで過ごしていけるよう、そのように進めていくことが私たちの役割であり、使命であると改めて心に感じました。よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

6月は環境月間です。県民の皆様とともに持続可能な社会の在り方について考える大切な機会です。

これまでに令和5年6月の一般質問では、ごみゼロマインド！を、家庭ごみの削減対策や県民意識の向上に向けた県の考え方について質問しました。令和6年6月の議会では、プラスチックごみ対策に関する県の課題認識と今後の方向性について伺いました。

ちょっとシリーズ化してきているんですけども、今年はごみゼロマインドというのをさらに発展させて、希望の海を未来へ！という未来に向けて、前に向けてというような気持ちを持っていますいろんなことやろうと今回思いまして、そんなふうにタイトルをつけたんですけども、プラスチックを含む海洋ごみ対策に焦点を当てて質問をさせていただきます。

これまで櫛田川とか松名瀬海岸等での清掃活動とか、それから石垣島でのビーチクリーンにも参加してきました。また、鳥羽市に本社を置く株式会社リマーレなんですが、そこも訪問させていただきました、廃棄された漁網のアップサイクルというような現場も視察してきました。使用済みの漁網が何

と建築用の資材に生まれ変わるというような取組に強い可能性と、それから現場力を感じました。

また、こうした中、国内外においても海洋ごみの対策が進められています。やっぱりSDGs、循環型社会、それを強く感じたんですけれども、三重県の海、特に伊勢湾、答志島ですね。皆さんもよく御存じの答志島には、流域圏から発生したごみが集まってくるということで、流域圏での広域的な発生抑制対策の推進が必要というふうに考えています。

ちょっとこれを御覧ください。（パネルを示す）こちらの写真は、鳥羽市答志島奈佐の浜です。これですけれども野村議員からお借りいたしました。こちらの写真。これ、今年の台風10号の後のごみが流れ着いたものです。多くはこうにして木なんですね。木材とか木がたくさんあるんですけれども、これの下に実はプラスチックごみが山積しているんだということも聞かせていただきました。

（パネルを示す）こちらは石垣島の海岸です。夜明け前から、縄文企画というところがありまして、五感で学ぶ！サンライズアースクリーンツアーというのに参加をしました。日の出の前からなんですね。管理されたビーチではない、いわゆるありのままのビーチです。ここで海岸漂着ごみを拾う活動を行って、その後、漂着ごみの座学とか拾ったごみのアップサイクルのワークショップを行いました。八重山で年間約500トンのごみが出されているというようなことでした。ここには海洋ごみの四、五%が漂着するそうです。つまり、95%が海の底なんだそうです。

これを見せていただいて、そこで質問されたんですが、何か思うことないですかと言われたんですね。このごみを見て、皆さんよく見ていただくと、ペットボトルに蓋がしてあるものが漂着しているんですね。つまり、蓋のないものは水が入って全部海の底に沈んでいるんですね。ということから、本当に海の底に沈んでいて、2050年には魚の数よりごみの数のほうが多くなる、そんなふうにも言われている、もう本当に現状を目の当たりにした感じがしました。

実は、これずっとこちら側も反対側を振り返っても同じぐらいの漂着のゴミがあるんです。やっぱり海外から流れ着いているものも多かったです。

ですが、これ、この行った日の前の月には何と修学旅行生たちが100人、200人規模でこれを全部きれいにしたんですって。ですが、この状況なんですよ。

先ほど言いました管理されたというところは、管理されていますので、その方々がきれいにされていると。でも、管理されていないのが、これがいわゆるそのような状況というのがこれで分かりました。

こういうような活動を通じてこういう現実を見ると、やっぱりプラスチックを含む海洋ゴミ問題というのは海辺だけの問題ではなくて、話だけではなくて、私たちの日常生活からの延長線上にあるという強い実感を得ました。これの自然環境とか観光資源への影響は無視できないというふうに非常に認識しております。

そういうところから単なる回収や清掃にとどまらず、やっぱり流域圏全ての発生抑制に向けた広域的や構造的な対策の推進、また、循環型社会の実現が今まさに求められていると思います。

それでは、プラスチックを含む海洋ゴミ対策に関して県の現状認識と取組について聞かせてください。

〔佐藤弘之環境生活部環境共生局長登壇〕

○環境生活部環境共生局長（佐藤弘之） それでは、海洋ゴミ対策についてお答えします。

河川等を通じ海へと流出したプラスチックなどの海洋ゴミについては、先ほど議員からも写真で御紹介をいただきましたが、三重県内の海岸にも多く漂着しておりまして、景観の悪化だけではなく、漁業活動にも影響を及ぼし、回収処理に係る費用も膨大となっております。

県では、平成24年3月に三重県海岸漂着物対策推進計画を策定しており、国の補助金を活用し、海岸管理者等による回収処理に併せまして発生抑制対策の取組として、岐阜県、愛知県、三重県の各所で行われた清掃活動の情報

を取りまとめ発信することで、多くの方が清掃活動に参加し、環境問題について考える機会を創出する伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦、また、ごみ拾いSNSアプリを活用し、清掃活動の成果を専用ウェブページで見える化することで、楽しみながらごみ拾いができる取組を促進する三重の環境美化プロジェクトを実施しております。

また、その他にも学校等に出向いての出前トーク、環境イベントへの出展、海洋ごみ問題をより多くの方に知っていただくための動画配信やSNSを活用した情報発信など、様々な普及啓発に取り組んでおります。

さらに、伊勢湾流域圏におきましては、海洋ごみ問題を内陸地域と沿岸地域の共通の問題として認識してもらうことが大変重要であることから、令和6年3月、「私たちの暮らしと海とのつながりを大切に」をスローガンに、岐阜県、愛知県、三重県の3県共同により、これは複数県が合同で策定した計画としては全国初となりますが、伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画を策定しております。

3県の連携による取組としては、河川敷に散乱するごみの実態調査のほか、伊勢湾流域圏での一斉清掃に広く参加を呼びかけ、令和6年度は9月20日から11月30日までの期間中に、3県全体で約1万6000人の方が清掃活動に御参加いただきました。

また、3県それぞれがこの一斉清掃と併せまして開催されたイベントにおきまして、海洋ごみの現状や広域連携の取組についても広く情報発信を行っております。

海洋ごみ対策は、県民一人ひとりに自分事として認識してもらうことが重要であり、地道で息の長い取組が必要になります。

今年度策定を進めております次期三重県循環型社会形成推進計画にも、海洋ごみ対策の内容を盛り込むことを検討しておりまして、引き続き、様々な主体と連携し、海洋ごみ対策の取組を進めてまいります。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） 全国初の広域計画ということで策定した三重県として、

今後に向けて一層３県の連携を深めながら取組を継続して進めていただきたいと思いますし、また、海洋環境の保全に向けた取組ということが広く進んでいくこと、こちらを期待しております。

先ほど漁業のことも少しお話に出てきましたけれども、漁業ということで今年11月9日、本県で全国豊かな海づくり大会が開催されます。大会の基本方針の一つに、「豊かな海や河川の恵みを享受するための水域環境の保全」というふうにあります。「私たちの生活が自然環境に与える影響への認識を県民や国民が深め、豊かな海や河川を次代に引き継いでいく大会にします」というふうにありますので、本当にこういうところでも大事になってくる、いわゆる環境という視点での海の中の環境と、それから漁業というところでの豊かな海というところ、どちらにも非常に大事に関わってくることだと思いますので、その中で農林水産部長にお聞きしたいと思います。

豊かな海づくりというところで、そこに向けた海の環境保全についてはどのように取り組むのかというのをお聞かせください。

〔枡屋典子農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（枡屋典子） それでは、海の自然環境保全にどのように取り組んでいくのか、お答えさせていただきます。

本県では、海女漁業ですとか魚類養殖業など地域の特性を生かした多種多様な漁業が営まれておりまして、イセエビやアワビやブリ、マダイなど魅力あふれる水産物を県内外に提供しております。これらの水産業が持続的に発展し、将来にわたって安全で安心な水産物を安定的に供給できるよう、漁場生産力の向上を図るとともに、海の環境保全、これが非常に大事だと思って取り組んでおります。

県での取組としましては、快適で安全な漁港等の利用に向けまして、県が管理する漁港・海岸でのプラスチック系ごみですとか流木などの漂流・漂着物の回収・処理、それから水産多面的機能の発揮に向けては、藻場、干潟・浅場において漁業者等の活動組織が取り組む包装容器ですとか漁業用のブイなどの漂流、漂着物、堆積物の処理への支援、これを進めているところでご

ざいます。

また、地域での自主的な取組としましては、トロさわらで有名な先ほども御紹介いただきました鳥羽市の答志島におきまして、漂着ごみが漁業に深刻な影響を与えているということから、漁業者が起点となりまして市民ですとか東海3県の学生など、多くの主体を巻き込んで海浜清掃活動が展開されているところがございます。現在では、伊勢湾流域全体への意識改革にも取り組まれるなど、自主的な海の環境保全活動の広がりが期待されているところでございます。

議員に御指摘いただきましたように、全国豊かな海づくり大会、本年11月9日に開催されます。こちらの大会におきましても、式典行事におきまして豊かな海づくりに功績のあった漁場・環境保全功績団体の表彰を行うということにしております。海や河川などの水域環境保全、それから自然環境を守っていくことの重要性を県内外へ広く周知していきたいというふうに考えております。

さらに、県内5か所に大会サテライト会場がございます。こちらにおきましても、海の環境美化活動に関するパネル展示ですとか啓発グッズの配布、それから漁網のアップサイクル事例の紹介なども通じまして、漁業関係者をはじめ参加者への意識啓発に取り組んでいく予定としております。

今後も引き続き、県の管理漁港における環境美化活動、それから漁業者が行う環境保全活動への支援、これを進めていくとともに、今回の豊かな海づくり大会をはじめとする様々なイベント等の機会を通じまして、海の環境保全に向けた情報発信、それから意識向上に取り組んでまいりたいと考えております。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） 豊かな海づくり大会のことも詳しく聞かせていただきました。そこに関係することとか、それから表彰などもあるということで、先ほど言っていたいただきました美化活動やアップサイクルの紹介なんかもしていただけるというふうに聞かせていただきましたので、すごくよかったなど

いうふうに思っています。

私のほうでも少しその紹介をさせてください。（パネルを示す）こちらです。これ、訪問させていただいた鳥羽市の株式会社リマーレで撮ってきた写真なんですけれども、いわゆる漁網ですね。このロープとか、あと漁網もありますし、それから先ほどブイとかも言われましたけれども、本当に大きな漂着のごみになっている一つであるということも聞かせていただいて、こんなふうにしてたくさんありました。

コンベアとか大きな機械があって施設になっていました。これを実際に砕くと、これだけではないんですけれども、砕かれた状態ですね。（パネルを示す）これがこういうふうにして、これは色もついているのでいろんなものが混ざっている状態ではあるんですけれども、こんなふうにして細かく砕かれます。たくさん写真があったんですけど、今日ちょっと写真が多かったので取り除きました。

これがアップサイクルされると、実はこんなになるんですね。（パネルを示す）これ、板です。こんなふうにして板になった状態なんです。実はこれ、建築用の資材になるそうで、輸入材とかで建築用のものが使われているものに置き換えることができるとか、あと展示用とかいろんな店舗でも使われるということで、すごく人気になっているようなものですし、実際に使われておりますので、こういうものもできると、展示をしていただけるといいなと思いました。

（パネルを示す）これは実際に自分たちが拾ってきたペットボトルの蓋、いろんな色の蓋がありますので、これを啓発とかその環境教育ということで、自分たちでこれ、レジンで固めて自分でつくるワークショップなんですね。ワークショップで、意識啓発、いろんな話を聞きながらつくることのできる、こういうようなものの中に入っていくと、農林水産部と環境生活部で一緒になってこういうことを取り組んでいくと、サテライト会場とかさつき教えていただいたので、そういうふうになると、どちらもからこういう視点になって非常にいいんじゃないかなというふうに思っております。

(パネルを示す) これを見てください。これ、ペットボトルの蓋なんですね。これが大きなテーブルになっていました。これ実は石垣市役所を訪問したときなんですが、市役所にこれが設置されていました。だから、こうやってして本当に循環型社会、もうまさしく本当にSDGsの世界がここにあるということが分かるようなものでしたので、例えばこんなふうにしていろんなところで三重県が意識を常に前に持って行って先進的に取り組まれても、せっかく鳥羽に本当になかなかほかにはないような会社があるわけですから、そんなふうにしたコラボというのは非常に大事ではないかというふうに思いました。

というところから、プラスチックごみ対策にしても、まずはやっぱり出さないとか拾うとか再生するということないろんなところがありますけれども、循環型社会を考えて、そういうようなごみゼロマインドの理念をしっかりと広めて、県民の自発的な参加を促すことが不可欠だなということを改めて思いましたので、ぜひ三重の美しい自然、今回、特に海を次世代に引き継いでいくために、しっかりと取り組んでいただきたい、私たちもその取組を推進していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、安全と暮らしを守る道！－国道368号（仁柿峠バイパス）の早期整備に向けた取組について－を質問させていただきます。

国道368号は、伊賀市を起点にして名張市、津市、奈良県御杖村、松阪市、多気郡多気町丹生までの広域的な幹線道路であり、災害時の緊急輸送道路にも指定されている極めて重要な路線です。地震とか台風、局地的な集中豪雨などの想定される災害においても、十分に機能する道路インフラの構築が求められていること、また、防災上、大変重要な路線であるため、災害に強い道路整備の推進が急がれています。これまで、この議場においても、また、委員会でも、多くの特に関係するような地域の議員が取り上げられてきました。すみません、皆さんの御紹介ができるといいんですけども、時間の関係上申し訳ありませんが、たくさん取り上げられてきました。

そして、その国道368号の中でも松阪市飯南町、私の地元でもあるんです

が、飯南町の仁柿峠の区間、これ非常に急峻な山間部なんですね。そこに位置して路肩が狭小であるとか屈曲が多いとか、とにかく地質が不安定といった課題を抱える交通の難所として長年指摘されてきました。

（パネルを示す）この全体的な地図を見てください。これ全体の地図なんですが、ひどい道と書いて酷道とも言われるほどの道路です。この青いほうが現道なんですね。これを見ていただくだけで、本当にどれほど曲がりくねっているのかというのがよく分かると思います。そして、赤いほうが新しく今、策定して道路を造っていただいているところなんですが、このような状況です。

では、現状を見てみましょう。（パネルを示す）実際の道路、こんななんですね。これ、車、どう見たって1台しか通らないじゃないですか。これが関西方面からナビを設定すると、ここを通すんですよ。副知事、うなずいていただいておりますが、こんな状況で、車が行き交えないんです。

（パネルを示す）これを見ていただくと、ようやくこうやって退避場というか、こういうふうにしてというところが僅かにあるんですけども、慣れない人が通ると渋滞を引き起こすどころか、本当にもうここが何とも動けないというような状況になって、時には慣れた人が車を替わって運転するようなそんな現状もあります、というような状況です。というようなところなんですね。

現在、仁柿峠バイパスとして新しい道路整備が進められていますが、国道368号が緊急輸送道路としての機能を十分に発揮できるように、それから地域住民の方からは命を守る道とか生活の道として一刻も早い完成を望む声が上がっています。現在の進捗状況と今後の見通しを聞かせていただきたい。そして、部長からは意気込みを聞かせていただいて、いつ頃完成なのか、そのめど、見通しというところも聞かせていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〔若尾将徳県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（若尾将徳） それでは、仁柿峠バイパスの整備と今後の見通

しについてお答えいたします。

仁柿峠バイパスの現道の仁柿峠、先ほど議員から御指摘のありましたとおり、緊急輸送道路として指定はされておりますが、十分な機能を果たせない脆弱な道路線形、構造となっております。

そのため、県としましては、延長約3.9キロメートルの新たなバイパスを整備することとして、平成2年度に事業化しております。

バイパス工事は、松阪市の飯南町側、南のほうから進めておりまして、令和6年度末時点において、事業費ベースで全体の約62%の進捗となっております。現在、のり面工事と新たな工事用道路の設置を進めております。

事業開始から長期間を要しているところでありまして、先ほども言われましたが、県議会からもたびたび質問されている、また、地元市等からも早期整備を求められているということで、県としましても令和3年度より国土強化予算を活用しながら事業を加速しているところであります。

今年度の予算も昨年度補正予算を含めて16か月予算で大幅に増額しております。

また、令和7年5月26日には松阪市長が国へ要望活動を行っていただくなど、関係者と一体となって予算の確保に努めているところであります。

しかし、このバイパス、予算以外にも先ほどの地図にもありましたけれども、現場の地形状況も非常に困難なところでありまして、急峻で亀裂が多く崩れやすい地質であること、また、今後もトンネルやループ橋など技術的に難易度の高い構造物の整備が予定されているということで、長期の時間がかかるということが見込まれております。

また、事業用地の買収もまだ終わってはいなくて、今後も地元をはじめとする関係者の皆様の御協力をいただく必要があります。

こういった現地の地形状況と予算の状況から、現時点では明確な完成時期は見通せないところであります。

しかしながら、県としましては、津市美杉町側、北側ですね、から進入するなど、事業を早期に整備させるための工程計画、工法の検討を行っていく

とともに、予算については防災の観点からの重要性をしっかりと訴えていくことで、新たな国土強靱化実施中期計画予算をしっかりと確保して、こういった取組を行うことで事業を加速して、令和10年度後半の完成、これを目指していきたいと考えております。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） 本日に随分長い期間をかけて工事をしてもらっているんですけども、ここ、私は地元の地質とかそういうことを見るとすごくよく分かるんですね。この道路を造ってもすぐに、例えばですよ、崩れてくるようなところがあって、地質の問題であったりとかということを言われるのもすごく理解できることです。

また、あと高低差がとても大きいので、私も現地を見に行きましたけれども、御案内いただいて、松阪建設事務所のほうにお世話になって行かせてもらいましたけれども、本当にこの高低差、それからその地質の問題、先ほどもお話がありましたけれども、非常に難工事というのがよく理解もできます。

そういう中で、ただ現国道からなかなか反対側というか、木もたくさんありますし、本当に危ない道路で車が行き交えないようなところですので、見ることもできないんですけれども、見えたところで見えないという山の中の工事なので、そういうような全てのところがなかなか見通せないというような状況もあります。

こういうようなところでの御苦労というのは計り知れないものがありますので、そんなところでは、先ほどの部長に答弁をいただいた、なかなか時期というのは見通せないというふうにも思いますし、またループ橋に関しては飯高町の高見峠の奈良県との県境のところの飯高側にループ橋があるんですね。それがやっぱりどれほど時間をかけて造っていただいたかというの私も私、分かりますので、非常に厳しいだろうなとは思いました。

ただ、先ほど松阪市長も要望に行っていておりますし、それから国道368号の早期の整備促進ということに関しましては、国道368号改修期成同盟会の会長の北川裕之市長をはじめとして、それぞれ構成市町村の津市長、

伊賀市市長、松阪市長、多気町長、奈良県の御杖村長、それから議長で、国に対して令和7年度の補正予算、令和8年度の当初予算においても大幅な予算確保、それから早期の整備促進が図られるように要望も上がっているというふうに聞いております。県に対しても要望が上がっている。

そんな中で、進めていただいておりますので、そこをしっかりと後押しができるようにと思っておりますし、明確にというか、令和10年度後半ということで言うていただきましたので、そこを目指してしっかりとしていただきたいと思います。

私たちにとったら、国道368号のこの道路について質問された方々は皆同じ思いです。その全体的な命と暮らしを守るということで、仁柿峠バイパスの整備加速こそが県西部の真の持続可能な発展につながって、人と人、名張から多気町まで、ずっと人が行き交うような、人がつながる心の道路というところでもあると思いますので、より積極的な取組を要望したいというふうに思いますし、今後とも私たちも応援ということでしっかりと後押しをしながら頑張っていきたいと思いますので、これまでの国道368号に関わる質問をされた議員と共にしっかりとやっていきたいと思います。そこを後押しにしまして頑張っていきたいと思います。

今回は、これで私の質問を終わらせていただきたいというふうに思いますので、以上で、これで終結したいと思います。

○県土整備部長（若尾将徳） すみません。先ほどの答弁、修正があります。

令和10年度後半と申しましたが、令和10年代後半を目指して頑張っていきます。大変失礼しました。

〔13番 中瀬古初美議員登壇〕

○13番（中瀬古初美） 令和10年代後半ということで十何年ということですね。10年代後半を目指して。

最後に、しっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、後押ししたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森野真治） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

荊原広樹議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。31番 東 豊議員。

〔31番 東 豊議員登壇・拍手〕

○31番（東 豊） 31番、草莽、東豊でございます。荊原議員の発言に対する関連質問を行いたいと思います。

テーマは、大阪・関西万博について、開幕から2か月が経過し、見えてきた課題と今後の取組についてということで、荊原議員も会場に行かれて、そのときの生の声を質問に取り上げられて、共感するところでございます。

実は私ども会派草莽の3人も昨日訪問してまいりました。関西事務所長のアテンドもあって、スムーズに見学させていただいたんですが、ただ入り口のところで強い風と、それから雨でずぶ濡れになりました。ちょうどお昼過ぎてから私は退場したんですが、そのときには雨も上がって入り口のところも少し閑散、まばらのような感じでした。

そのことも含めて生の感想も捉えて聞かせていただきたいのは、すばらしい関西広域連合のパビリオン、それから三重県ブースのすばらしいのを見させていただいたんですが、実はせっかくの機会なので三重県と関係のある、これまでずっと関係性をつくってきた諸外国の方々への三重県のプレゼンスというのか、PRをどのような国に特に重点的にされていらっしゃるのか、まず雇用経済部長にお伺いしたいと思います。

○雇用経済部長（松下功一） 三重県ブースでの関係国の要人に対しての三重県のプレゼンスをどのようにしているかということでございました。

県では、三重県ブースで各国関係者に対しまして県のPRをさせていただいているところでございますが、例えばでございますが、5月21日にタイ工業省のエーカナット・プロムパン大臣が三重県ブースを訪れました。その際、イマーシブ熊野古道という特別展示でありますとか、常設の引き出しを御覧いただいて、三重の多様な魅力を体験いただいたということでございますが、特にその中で、三重の地酒の香りを楽しむ引き出しであったりとか、あるい

は案内していただいた服部副知事からでございますが、手土産で三重の地酒をお渡しさせてもらったらかなりお喜びになったということで、かなり地酒に興味を示されたというふうに思っております。

また、パビリオン間の交流も進んでおりまして、その中でぜひ三重県を訪れ、体験したいというお声もありましたので、いろんな方が見えたときに、可能な限り私も含めて県の幹部職員が対応して、積極的に関係国との交流を深めていきたいというふうに考えております。

〔31番 東 豊議員登壇〕

○31番（東 豊） ありがとうございます。

今のお話のように、引き出しのところに香りをというのがすごくよかったかなと思います。

次は、政策企画部にお尋ねするんです。これは長いことかけて、例えば中国とかスペインとかパラオとかいろんな関係国がおりになります。そのときに、香りというのは実は頭の中にすごく残るんだそうです。特に伊勢茶、森林の香り、それから私はちょっとえっと思ったんですが、かつおぶしの香りもありまして、このことはぜひ現地にいざなう行為がとてもよいんじゃないかなと思います。そのことを今後の交流を図るチャンスと考えるんですけれども、来県を促すということを含めて、今後の働きかけについてお尋ねをします。

○政策企画部長（小見山幸弘） ありがとうございます。

来県を促すことを含めて働きかけの状況でございますが、大阪・関西万博では、各国ナショナルデーというのを設けておりまして、4月28日にはパラオ共和国のナショナルデーに、これは服部副知事が行っていたりとか、5月27日のインドネシア共和国のナショナルデーは私が参加させていただいたようなところで、関係の国との交流・親善に努めておるところでございます。

また、5月19日に知事が関西パビリオンを視察した際も、インドネシア、タイ、パラオのパビリオンも訪問していただいて交流を図ったところでござ

います。

県と友好提携を締結しております中国河南省についてでございますが、万博での河南省ウィークを8月に予定しております、万博会場での式典への参加とともに、来県していただけてということで、その交流についても現在調整しておるところでございます。

万博は三重県にゆかりのある政府要人等が来県する絶好の機会でもあり、実際にぜひ来ていただけるように積極的に取り組んでまいります。

〔31番 東 豊議員登壇〕

○31番（東 豊） ありがとうございます。

積極的に来県を促すという姿勢で大変よいかなと思います。体験コンテンツとか、それから香りとか現地じゃないと味わえないということが、これはまさにそのとおりであって、1度は行ったけれども今はどうなのかということもあります。

実は昨日、目指したところが一つあります。アラブ首長国連邦館なんです。それはなぜかと言いますと、伊勢茶の特に抹茶をこの2年間で何と10倍も輸入していただいて、つまりここから輸出しているわけですが、伊勢茶ブランドということで相当活躍されていらっしゃる方を訪問したかったんです。お会いしたかったんです。会派の3人でお話を伺ったんですが、とても熱心に伊勢茶のことを心に刻んで、セレモニーも含めて、抹茶ラテがすばらしいってことでデーツというものに、御本人がつくられた新しい商品も試食させていただいたんですけれども、この人は会期中に1回はアラブ首長国連邦に帰られるようなんですが、あとはほとんどいらっしゃるんだそうです。

伊勢茶をこれだけPRしていただいているというのはすごく、私は本当に感謝状を差し上げたいぐらいですと一立場で、個人の立場で申し上げたんですけれども、何らかの形で、いわゆる個々のつながりというのが個人旅行という、観光という広いジャンルになると個人のつながりがこれから大きくなるよというトレンドですけれども、三重県といわゆるその政府関係の個人と個人のつながりをいかに増やしていくのか、ファンをどれだけ増やしていく

のかというのが重要なポイントだと思っているんです。

伊勢茶の海外展開、輸出についてここら辺りの施策というものをお考えであればお教えいただきたいと思います。特にオーガニックとハラルというところのくくりもあるので、その辺のターゲットをお聞かせいただければと思います。

○農林水産部長（枡屋典子） 議員に御紹介いただきましたように、今、非常に海外で大きな抹茶ブームになっております。この好機を捉えまして、今後の海外展開に向けましては、有機栽培、海外では非常に人気が高うございますので、これを大規模で実施していきたいと思っておりますし、輸出の拡大に向けましてはUAE、台湾、EUなどを対象にまた海外販路を開拓していきたいと思っておりますし、インバウンドの拡大に向けましては、お茶の産地の風景を見ていただくですとか、あるいは茶摘みや手もみなどの体験を楽しんでいただくようなインバウンド向けのコンテンツを活用するような戦略策定、モニターツアーをやりたいというふうに考えております。

〔31番 東 豊議員登壇〕

○31番（東 豊） すばらしい御答弁をいただきました。

体験というのが大事。お茶はですね、もちろん、香りとか飲むとかということもあるわけですが、お茶畑をなるべく元へ戻すというか、昔のように茶畑の里山風景をぜひ復活していただいて、それでインバウンドとかも含め三重県と交流をしている海外の首脳のメンバーにも見ていただきたいなというふうに思いまして、関連質問とさせていただきます。

御答弁いただきましてありがとうございます。失礼します。（拍手）

○副議長（森野真治） 以上で本日の県政に対する質問を終了いたします。

議 案 の 上 程

○副議長（森野真治） 日程第2、議案第122号から議案第124号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○副議長（森野真治） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました補正予算 1 件、条例案 2 件、合わせて 3 件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第122号の令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 3 号）は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付を活用し、エネルギー価格の負担の軽減に向けた支援を実施するための経費として、一般会計で 6 億 4457 万 3000 円を増額するものです。

補正予算に要する財源としては、全額、国庫支出金を計上しています。

議案第123号は、公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額を改定するものです。

議案第124号は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○副議長（森野真治） 以上で、提出者の説明を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○副議長（森野真治） お諮りいたします。

明13日から15日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（森野真治） 御異議なしと認め、明13日から15日までは休会とすることに決定いたしました。

6 月16日は、定刻より県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

散

会

○副議長（森野真治） 本日はこれをもって散会いたします。

午後 3 時33分散会